

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
- :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
281101010	28年11月1日	28年11月16日	28年11月30日	民泊施設における自動火災報知設備設置義務の緩和	<p>【具体的内容】民泊施設に設置が義務づけられている「自動火災報知設備」について、警備会社の機械警備システムによる火災警報のオンライン監視で代替できるようにする。</p> <p>【提案理由】消防法施行令第21条第1項における、民泊施設に対する旅館・ホテルと同様に自動火災報知設備の設置義務付けは、個人を含め、小規模な事業者が多い民泊施設提供者の設置・維持コストの負担が大きいため。</p> <p>警備会社の機械警備システムによる火災警報のオンライン監視を導入した場合にも、警備会社の監視センターから消防機関へ確実に通報が可能となり、被害の拡大防止および周辺住民の安全・安心の確保に寄与することから、自動火災報知機と同水準の機能を果たす。</p>	(一社)日本経済団体連合会	総務省	消防法令第21条	消防法では、建物の火災の危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置が求められているところですが、民泊を営む場合には、例えば、施設や設備の事情に不案内な不特定多数の人が宿泊することにより不慣れな火気使用設備を用いることによる出火のため、それが高まるなど、戸建住宅や共同住宅と比べて火災危険性が高まることと想定されるため、その危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置を行っていただく必要があると考えています。 <p>また、仮に御提案の機械警備システムを用いることにより火災発生時に消防機関へ通報することが可能だとしても、民泊施設の利用者に対し早期に火災発生を知らせる自動火災報知設備と同水準の機能を有しているとは言えないため、自動火災報知設備として取り扱うことは困難と考えます。</p> <p>なお、御提案の当該システムは小規模な戸建住宅や共同住宅を民泊に活用する場合に用いることを想定していると考えられますが、小規模な旅館・ホテル等にあつては、無線方式の自動火災報知設備を用いることにより、簡便な工事で当該施設の利用者の文字に早期に火災発生を知らせることができるようにすることを申し添えます。</p>	対応不可	△
281101046	28年11月1日	28年11月16日	28年11月30日	行政手続きコードの簡素化による官民統一	<p>【具体的内容】漢字を電子的に扱う場合、民間企業はJIS第1水準と第2水準(JISX0208)の範囲で扱うことが多い一方、行政機関は住基本コードや戸籍統一文字など数万字の漢字をコード化して使っている。行政的な電子手続きにおいて、民間企業に負担にならない範囲の漢字となるよう検討すべきである。</p> <p>【提案理由】現在、行政は住基本ネット統一文字や戸籍統一文字等、数万字の漢字をコード化して扱っている。一方、民間企業は従業員の名前をJIS第1水準と第2水準の中に当てはめて管理することが多く、その文字数は8,000字程度である。</p> <p>税関係事務(年末調整等)や雇用・健康保険関係事務等で民間が行政に資料等を提出する際には住基本台帳の漢字を使う必要があり、行政との電子的なデータ交換を行うために、民間企業は従業員の名前等の外字管理を行っており、中には数十億円のコストがかかる等、大きな負担となるケースも存在している。行政機関においては「文字情報基盤(IPAフォント)」の採用に向けた検討が進められているが、民間と行政の情報連携に際して、過度の負担にならない範囲の漢字となるよう検討すべきである。</p> <p>昨年度も同様の要望を提出しており、法務省から「対応不可」との回答を得た。1994年の戸籍法改正時の審議過程においてコンピュータ化に伴い本人の意思と関わりなく表記を改めるのは問題であるとの指摘があったことは承知するが、現在、インターネットが十分に普及し、電子情報がネットワークを通じて広範囲にやり取りされる中では、再度、その認識を問う必要があると考える。また、公認の認証ではJIS第1水準、JIS第2水準、補助漢字のみが扱えることとなっているが、電子行政の要となる公的個人認証の普及に向けて、漢字コードの統一化は必須であると考えられる。</p> <p>要望の実現により、従業員等の氏名等の電子的な交換がスムーズになり、民間企業におけるコストを削減できる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	総務省 法務省	<p>【法務省】住民票に記載される氏名とは姓と名を指し、日本国籍を有する者については、戸籍に記載されている氏名を記載し、字体も同一にすることとなります。</p> <p>【法務省】コンピュータ化された戸籍に登録する氏又は名の文字については、正字に加え、漢和辞典に俗字として搭載されている文字も使用が認められています。</p> <p>戸籍統一文字は、戸籍に登録することのできる漢字の範囲に対応する必要がありますことから、JIS第1水準及び第2水準以外の漢字も含まれています。</p> <p>【法務省】戸籍法118条、119条 戸籍法施行規則附則2条(平成6年法務省令第51号) 平成6年1月16日付け法務省民2700号民事局長通達 平成16年4月1日付け法務省民一928号民事局長通達</p>	<p>【法務省】対応不可</p> <p>【法務省】対応不可</p> <p>【法務省】対応不可</p>	<p>【法務省】住民票は住民の居住関係を公証する唯一の公簿であるため、その記載事項である氏名については、身分関係を公証する唯一の公簿に基づき、正確に記載する必要があります。このことから、戸籍と同一の文字を使用すべきであり、戸籍統一文字の範囲が縮小されない限り、住民票の記載における文字の使用範囲を縮小することは困難です。</p> <p>【法務省】戸籍をコンピュータシステムによって取り扱うことを可能とした平成6年の戸籍法改正の際、紙の戸籍に記載されているいわゆる誤字・俗字を解消するべく法改正に臨みましたが、改正法案の国会提出及び審議の過程において、氏名は生活上極めて重要な意味を有し、戸籍に記載されている文字が誤字・俗字であっても、コンピュータ化に伴い本人の意思に関わりなくその表記を改めることは問題があり、既に戸籍に記載されている氏名の文字に対する変更という国民感情を行政上配慮すべきであるとの指摘がなされました。</p> <p>このような指摘を受けて、漢和辞典に俗字として搭載されている文字についても、コンピュータ化した戸籍にそのまま記録することとしています。</p> <p>上記指摘事項については、現時点でも必要だと考えられること及び地名に使用されている誤字も登録を必要があることから、現時点で戸籍統一文字の範囲を縮小することは困難です。</p> <p>なお、戸籍法は、民間企業が行う行政手続きにおいて戸籍に記載された文字を使用すべきことを規定するものではありません。</p>	△
281101050	28年11月1日	28年12月6日	28年12月28日	総合評価落札方式における技術点評価重視のための要件見直し	<p>【具体的内容】現在の総合評価落札方式においては、価格点と技術点の評価が同一(価格点:技術点=1:1)が基本であり、効率や利便性の飛躍的向上に結び付く最新システムの導入(価格点:技術点=1:3)のためには、一定の要件(※)を満たす必要がある。この点について、全ての要件を満たさなければならぬ現行規則を改めるべきである。</p> <p>【提案理由】政府調達において、各省職員等における業務効率化や国民の利便性向上を推進するうえで、新しい技術をはじめとしたICT技術の導入が効果的である。しかしながら、現在の総合評価落札方式においては、価格点:技術点=1:1の評価が基本であり、価格点:技術点=1:3が適用されるのは以下要件の全てに該当し、かつ各省庁の長が認められるものに限定されている。</p> <p>(※)【要件】 ①システム化対象の業務の実施方法や内容が複雑かつ多岐にわたるもの ②技術的構造の異なる複数の情報システムと連携するもの ③制度・業務の見直し等に伴う顕著な機能改善を伴うもの ④大規模なプロジェクトで多数の要員への高度な統制力が必要なもの ⑤連携・統合等を行う情報システムや関係組織が多く存在するもの</p> <p>現在の総合評価方式において、技術点は基礎点(仕様を満たせば満点)と加点に分割されるため、提案で加点される技術点よりも価格点が全体評価に対するウェイトが大きくなる。そのため、調達に与える価格割合が大きく、新しい技術を導入することによって得られる効果の最大化の障壁になっていると考えられる。</p> <p>そこで、業務効率の向上を目指すシステムの構築を可能とするため、技術点を重視する必要がある。そのためには、上記要件を全て満たさなければならぬ現行規則を改定し、例えば①と、または複数の項目に相当し、かつ各省庁の長が認められるものとするべきである。</p> <p>要望の実現により、技術点の全体評価に対するウェイトが高まり、新しい技術をはじめとした効果的な技術提案の促進につながると考えられる。例えば、SDN、クラウド、サイバーセキュリティ対策、ビッグデータ等の活用により業務効率化及び国民の利便性が向上すると想定される。</p>	(一社)日本経済団体連合会	内閣官房 総務省 財務省	<p>総合評価落札方式は、会計法(昭和22年3月31日法律第35号)第29条の6第2項に基づき行われる落札方式です。情報システム等に係る調達案件については、予算決算及び会計令(昭和22年4月30日勅令第165号)第91条第2項による財務大臣との協議により、除算方式による総合評価及び加算方式による総合評価が出来ることになっており、後者の加算方式については、価格点と技術点の得点配分を等しくする評価方法(価格点:技術点=1:1)が導入されています。また、これに加えて、事業者の技術力の評価を重視するものとして、入札価格に対する得点配分の割合を全体の四分の一以上とする評価方法(価格点:技術点=1:3(技術点の得点配分を最大にした場合))も導入されており、この評価方法については、下記の要件全てに該当する調達案件に適用することとなっております。</p> <p>1 システム化対象の業務の実施方法や内容が複雑かつ多岐にわたるもの 2 技術的構造の異なる複数の情報システムと連携するもの 3 制度・業務の見直し等に伴う顕著な機能改善を伴うもの 4 大規模なプロジェクトで多数の要員への高度な統制力が必要なもの 5 連携・統合等を行う情報システムや関係組織が多く存在するもの</p>	情報システムの調達に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン	現行制度下で対応可能	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 - ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱ったこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 - :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 - △:再検討の必要を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
281101055	28年11月1日	28年11月16日	28年11月30日	貨物市場における公平・公正な競争	【具体的内容】 信書の定義を見直した上で、郵便物の運送と貨物の運送の明確な分離を行い、国民の不便と危険を解消するとともに、貨物市場におけるイコールフットリングを確保すべきである。 【提案理由】 郵便法上、信書の運送は日本郵便しか行うことができないため、一般信書便事業者は、事実上日本郵便の独占事業となっている。また信書の概念は、同法の定義に基づき総務省が解釈指針を定めているが、その定義があいまいな内容基準(文書の文面)であることから、信書か非信書かが不明確であり、国民は気付かぬうちに郵便法違反の罰則を受ける危険にさらされている。そのため利用者は送付物が信書か否か迷うと、その都度総務省に確認しなければならない。これは総務省の解釈次第で国民が利用できる輸送手段がさらに限定される危険性をはらんでいるばかりか、利用者が罰則を受ける危険のない日本郵便のサービスの利用を促す結果を招いている。 さらに、日本郵便は、2016年10月から個人向けに発売するゆうパケットについて、郵便差出箱(郵便ポスト)での荷受けも可能にするを発案した。ゆうパケットは郵便ではなく、日本郵便の提供する貨物運送サービスであるが、本来、郵便ポストは郵便物を投函する差出箱として一般的に認識されているにもかかわらず、このように貨物についても郵便ポストで荷受けできるようにすることは、ユニバーサルサービスたる郵便運送サービスで信書が運送できると認識されかねない上に、それを防止する術もなく、国民の意図せぬ郵便法違反を今以上に助長することが懸念される。さらにこれは、ユニバーサルサービスたる郵便事業を維持するための資産である郵便ポストを、日本郵便における郵便物以外の貨物運送サービスの拡販に利用するものであって、信書の運送や郵便ポストの使用の独占という郵便事業への優遇を、事実上、日本郵便が行っている貨物運送事業にも拡大するものである。このような貨物市場への優遇は、貨物市場におけるイコールフットリングを阻害し民間の経営努力を妨げるものであり、その結果、既存サービスの向上や新規サービスの開発の促進がなされなくなるなど、長期的には国民の利便性を損なうものである。 したがって、国民の不便と危険を解消すべく、信書の定義を内容基準から国民の誰も容易に判断できる外形基準に改めるとともに、信書運送に関する罰則規定は信書を運送した貨物事業者に限定することが極めて重要であるが、少なくとも、国民が郵便法違反の罰則を受ける可能性のある現状では、国民の意図せぬ郵便法違反を助長することが懸念される郵便ポストの貨物運送サービスへの利用については、これを速やかに中止するなど、郵便物の運送と貨物の運送を明確に分離すべきである。このような郵便物の運送と貨物の運送の明確な分離は、郵便事業への優遇が、事実上、日本郵便が行っている貨物運送事業にも拡大していることによるイコールフットリングの阻害という問題を解決し、貨物市場における公平・公正な競争条件を確保、促進することで、国民の利便性向上にもつながるものである。	(一社)日本経済団体連合会	総務省	我が国では、信書の運送については、郵便法において、日本郵便株式会社ユニバーサルサービスとしての実施を義務付けるとともに、民間事業者による信書の運送に関する法律において、その他の民間事業者も総務大臣の許可を受けて全面的に参入することが可能となっており、日本郵便株式会社による独占範囲はありません。総務大臣の許可を受けずに他人の信書の運送を業として行う当該者に信書の運送を委託した者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処することとされています。 「信書」は、郵便法第4条第2項において「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」と明確に定義されています。これを踏まえて、総務省において、ガイドライン(「信書」を該当する文書に関する指針)(平成16年総務省告示第270号)等を作成して制度の周知を行うとともに、個別の照会に対しては丁寧に回答するなど、制度の適正かつ円滑な運用に努めているところです。 郵便差出箱については、郵便業務以外のサービスに利用することは法令で禁止されているものではなく、現在の貨物運送に相当するサービスについては、民営化前から、郵便差出箱が利用されていることです。これと同様に、一般信書便事業者が設置する信書便差出箱についても、信書便の引受け以外の利用が法令で禁止されているものではありません。また、日本郵便株式会社では、関係法令に基づき、郵便業務等の業務区分別収支を公表することとされています。	郵便法第4条及び第76条 民間事業者による信書の運送に関する法律第3条、第6条及び第29条 日本郵便株式会社郵便法第14条、日本郵便株式会社施行規則第16条	対応不可	信書の取扱いに関する規制については、平成25年3月から6月にかけて規制改革会議で議論が行われ、信書の運送のユニバーサルサービスを確保した上で、一般信書便事業者の参入要件の明確化や特定信書便事業者の業務範囲の在り方等、郵便・信書便市場における競争促進や更なる活性化の方策について、平成25年度に総務省で検討を行い、結論を得るとの申請がなされたところ。 この申請を受けて平成25年6月14日に閣議決定された規制改革実施計画を踏まえ、総務省では、平成25年10月に情報通信審議会に郵便・信書便市場の活性化方策の在り方について諮問し、平成26年3月に情報通信審議会から答申を受けました。当該答申において、「サイズ等の「外形基準」のみをもって、憲法で保障された通信の秘密を確保すべき対象や国民の基本的通信手段として確保すべき対象を合理的に区別することは困難であり、「外形基準」によって「郵便法」(「信書便法」)規制対象を画することは適当ではない」、「無許可事業者に信書の運送を委託する送り主の行為を禁止し、違反した場合に罰則を科すことは、制度の実効性を担保する上で必要」とされたところ。 また、郵便差出箱を利用したゆうパケット等の貨物運送サービスにおいて、信書を送ることができないことなどは、日本郵便株式会社のホームページ、約款、差出に際して必要となる専用の宛名シールにその旨が掲載・周知されており、利用者に対して適切な注意喚起が行われているものと考えているところです。日本郵便株式会社では、関係法令に基づき、郵便業務の費用と郵便業務以外のサービスの費用については、郵便差出箱の利用に係るものを含めて、区分して公表しており、これは公平公正な競争条件の確保に資するものと考えております。以上のことから、「郵便ポストの貨物運送サービスへの利用については、これを速やかに中止するなどの対応は必要ないと考えております。」とのご指摘について、そのための対応は必要ないと考えております。 ※具体的には日本郵便株式会社施行規則第16条第2項及び別表では、例えば各費用に係る体積比、取扱件数比等の基準によって、第一号(郵便業務等)、第四号(その他(貨物等))に区分。
281101069	28年11月1日	28年11月16日	28年11月30日	RFID用構内無線局(免許)の申請緩和に関して	【具体的内容】 工場の生産現場などでRFIDを活用したシステムを構築する際、簡易無線局(空中線電力の上限は1Wまで)・構内無線局(空中線電力の上限は1Wまで)と各々申請を行っているが、「構内」であれば申請を免除してほしい。 【提案理由】 まず、欧米のRFID機器は出力が4Wまで許可されているのに、日本国内では1Wに制限されています。(1Wの機器で電波障害が発生するのかわかりませんが、そもそも疑問がある)また、申請したのちからの調整、例えば電波の相互干渉を調整するような状況になった事が無く申請そのものに何の意味があるか大いに疑問である。	(公社)関西経済連合会	総務省	920MHz帯の電波を使用するRFID(移動体識別)は、空中線電力1W以下の構内無線局(免許又は登録)、空中線電力250mW以下の特定小電力無線局(免許不要局)として規定されています。 また、テレメータ用、テレコンとロー用及びデータ伝送用は、空中線電力250mW以下の簡易無線局(免許又は登録)、空中線電力200mW以下又は1mW以下の特定小電力無線局(免許不要局)として規定されています。	電波法第4条、第27条の18、電波法施行規則第6条、第16条、第17条、無線設備規則第49条の9第1号、第49条の14第6号から第8号、第54条第5号	対応不可	RFIDの使用周波数の隣接周波数帯域や同一周波数帯域を使用する他の無線システムとの共用条件に基づき、空中線電力等の無線設備の技術基準を定め、それぞれ無線局が運用について免許や登録制度により電波管理を行っているものであり、特に空中線電力が高出力のものにあっては、無線システム間における運用調整が必要となる場合もあるため、無線局の管理を行うことを必要とするものとする。 なお、欧米でのRFID機器の出力が4Wまでとされている点については、空中線電力1Wに空中線利得6dBiを加味した等価等方輻射電力として4Wと規定されているものと認識しています。我が国においても、構内無線局であれば空中線電力1W以下、空中線利得6dBi以下としており、等価等方輻射電力としては、同様に4Wでの利用が可能です。
281101070	28年11月1日	28年11月16日	28年11月30日	RFID用構内無線局の出力制限緩和に関して	【具体的内容】 国内で販売・使用が許可されているパッシブタグ用のリーダライタの空中線電力の上限は1Wである。欧米では、最大4Wより高出力のリーダライタが販売・使用されている。 空中線電力の上限を4Wに緩和してほしい。 【提案理由】 電波を通し難い素材、例えば紙には6〜7%の水分が含まれており電波強度が落ちてしまう。欧米の紙パルプ業界では原紙の個別管理にRFIDを活用しているが、日本では運用事例が少ない。規制緩和によりRFIDの活路が広がると考える。	(公社)関西経済連合会	総務省	920MHz帯の電波を使用するRFID(移動体識別)は、空中線電力1W以下の構内無線局(免許又は登録)として規定されています。	無線設備規則第49条の9第1号、第49条の14第6号	現行制度下で対応可能	欧米でのRFID機器の出力が4Wまでとされている点については、空中線電力1Wに空中線利得6dBiを加味した等価等方輻射電力として4Wと規定されているものと認識しています。我が国においても、構内無線局であれば空中線電力1W以下、空中線利得6dBi以下としており、等価等方輻射電力としては、同様に4Wでの利用が可能です。
281102009	28年11月2日	28年11月16日	28年1月31日	災害発生時、通行規制区域内への侵入許可	大規模災害発生に備え(事前)通行許可証の発行を検討いただきたい。 現状、物流会社は、自治体(都道府県)に事前申請し、「事前届出済証」が発行される。災害による通行止め発生時、物流会社は「事前届出済証」を自治体の地域振興センターに持参し「通行許可証」を発行してもらい、通行止め解除後に「通行許可書」を提示する。 物流会社は、自治体(都道府県)に事前申請し、「通行許可証」が発行される。通行止め解除後に「通行許可書」を提示する。また、自治体により交付・運用方法が異なるため、全国統一での運用を検討いただきたい。 事前届出済証発行の所轄団体でも各県自治体・各県公安委員会と存在し、縦割り手順系統が存在することから申請手順が異なる弊害が出ている。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	内閣府 警察庁 総務省	災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)第33条第1項の規定により、都道府県知事又は都道府県公安委員会は、災害発生時、災害発生時又は災害発生時又は災害発生時に必要な物資の緊急輸送その他の災害発生時を実施するため運輸中の車両については、車両の使用者の申出により、当該車両が緊急通行車両であるか否かの確認を行い、緊急通行車両であることを確認した場合は、同条第2項に基づき、災害対策基本法施行規則(昭和37年総務府令第52号)第6条に定める様式の標章及び証明書を交付しています。 標章を提示し証明書を備え付けている緊急通行車両は、都道府県公安委員会が災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第76条第1項の規定に基づき交通規制を実施している道路の区間を通行することができます。 また、警察庁では、東日本大震災に伴う対応等を踏まえ、平成24年3月に「大規模災害に伴う交通規制実施要領」を作成し、交通検問所における標章及び証明書の交付を含む緊急通行車両の事前届出制度等について定めています。	災害対策基本法第76条第1項 災害対策基本法施行令第33条第1項 災害対策基本法施行規則第6条	前段: 対応不可 後段: 現行制度下で対応可能	災害時の交通規制では、標章の交付枚数(緊急通行車両の確認を行った車両の台数)を把握して、緊急交通路の交通容量等を踏まえた規制の見直しに反映することとしており、東日本大震災においては、交付枚数を把握することにより交通規制を実施する区間の縮小や通行を認める車両の範囲の拡大等の交通規制の見直しを行いました。 仮に標章を事前交付した場合、発災後、事前届出を行った全ての車両が使用されるとは限らないため、緊急通行車両の正確な台数を把握できないという課題の円滑な実施を図るため、都道府県知事と都道府県公安委員会は、相互間の連絡調整について十分に配慮が望まれる旨を都道府県知事宛てで連携しています。加えて、警察庁では、「大規模災害に伴う交通規制実施要領」の制定について(平成24年3月8日付警察庁内規発第7号等)により緊急通行車両等の事前届出についての取扱い等を定めて各都道府県警察に示しており、同通達においても、都道府県公安委員会は、事前届出の受理及び届出済証の交付を受けた者から申出があった場合の取扱い等について、都道府県知事と必要な調整を図るものとしております。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案)で検討している事項及び検討を予定している事項
- :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
281107001	28年11月7日	28年12月19日	29年2月28日	行政機関等による生命保険会社への照会文書の様式統一・照会手続の電子化	<p>【具体的内容】 行政機関および民間事業者の事務効率化・コスト削減を図る観点から、行政機関等による生命保険会社に対する保険契約の有無・内容(契約日・保険種類・保険金額等)に係る照会文書の様式の統一・照会手続の電子化を図るべきである。</p> <p>【提案理由】 行政機関は多種多様な様式の紙媒体の文書を大量に生命保険会社に送付する形で保険契約の有無・内容の照会を行っている(年間約100万件の税務関連の照会を受けている生命保険会社も存在する)。生命保険会社はこのような行政機関からの照会をシステム上で機械的に処理することが困難なため、手作業で目視確認をしながら可能な限り迅速かつ適切に名寄せ等の事務処理を行っているため、行政機関に対する回答を行って、大きな負担である。</p> <p>そこで、行政機関等による生命保険会社への照会文書の様式統一・手続の電子化を要請する。昨年度も同様の要望を提出しており、様式の統一については、財務省・国税庁と厚生労働省より「対応済」、総務省より「検討中」との回答を得ており、手続の電子化については、「今後の検討」との回答を得た。引き続き、関係省庁が一丸となって照会手続の電子化に取り組むとともに、統一様式へと実質的に移行すべきである。(本年9月時点、特定の生命保険会社に対する厚生労働省関連の照会について移行状況を確認したところ、統一様式の移行が11.0%という状況であり、統一様式の周知・徹底を求めたい。)</p> <p>要望の実現により、行政機関および生命保険会社における正確かつ迅速な事務が可能となるほか、行政手続の迅速化により国民の効用も増加する。また、紙媒体での照会を電子化することにより、行政機関における印刷・郵送コストを削減することができる。</p> <p>加えて、多種多様な照会文書の様式を統一することにより、民間事業者における事務の効率化及びコスト削減が促進され、行政機関に一度迅速に回答することが可能となる。その結果、例えば、生活保護の支給開始までにかかる期間等が短縮され、真に手を差し伸べるべき者に対する支援の早期化が可能となる。</p> <p>「日本再興戦略2016」においても、GDP600兆円の実現に向けて取り組むべき課題のひとつとして「生産性革命」が掲げられており、本要望の実現は政府の方針にも適うものと考ええる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	総務省 財務省 厚生労働省	<p>【総務省】 地方税の課税・徴収における金融機関に対する取引照会は、書面などで行われます。照会文書の書面のフォーマット(用語・書式など)については法令上の規定がないため、各自治体に委ねられています。</p> <p>【財務省】 国税当局においては、申告納税制度の下、適正・公平な税務行政を推進しており、不正な税逃れに対しては、厳正な税務調査等を実施するとともに、滞納となった国税については、滞納整理の早期着手・早期保全に取り組んでいるところです。</p> <p>その際、納税者本人に対する調査だけでは適正な課税標準等を把握することができないと認められる場合には、取引のある生命保険会社等に対して臨場又は書面による取引照会を実施しております。</p> <p>【厚生労働省】 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は生活保護法第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要であると認めるときは、要保護者等の情報(氏名、住所又は居所、資産及び収入の状況等)について、官公署等に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求めることや、銀行等との関係人に対して報告を求めることができます。なお、要保護者が急迫した状況にある等やむを得ない場合には、当該調査結果が備わらずとも保護の決定を行うことができます。</p> <p>また、平成27年度から当該調査に係る照会文書の様式については、統一化されたものが使用されているところです。</p>	<p>【総務省】 照会文書様式の統一化、「規制改革実施計画」(平成26年6月24日閣議決定)において、「金融機関に対する取引照会一元化(地方税に関する照会文書の用語・書式の統一化)」については、「国税における書式等の統一化の取組を踏まえ、以下の統一化の実施について、地方団体間で構成する協議会に対し、金融機関側の意向を伺いながら検討することを要請し、また検討結果についても連絡するよう要請する。」</p> <p>照会手続の電子化・検討を予定</p> <p>【財務省】 国税通則法第74条の2及び第74条の3、国税徴収法第141条、国税犯則取締法第1条第3項</p> <p>【厚生労働省】 生活保護法第29条</p>	<p>【総務省】 照会文書様式の統一化、「規制改革実施計画」(平成26年6月24日閣議決定)において、「金融機関に対する取引照会一元化(地方税に関する照会文書の用語・書式の統一化)」については、「国税における書式等の統一化の取組を踏まえ、以下の統一化の実施について、地方団体間で構成する協議会に対し、金融機関側の意向を伺いながら検討することを要請し、また検討結果についても連絡するよう要請する。」</p> <p>①照会文書の依頼事項に関する用語 ②照会文書の書式(照会の種別や業種ごとに統一できる箇所を調整の上)とされたことから、全国税務協議会に対して、統一化に関する検討を行うよう要請し、同協議会において平成27年度に検討が行われたところです。</p> <p>今後、照会文書の様式統一化に向けて、同協議会での検討内容において、他の行政機関における取組みも参考にしつつ、地方団体への周知等を進めてまいります。</p> <p>(照会手続の電子化) 今後、上記協議会での検討内容に係る地方団体の取組状況等を踏まえ、検討を行います。</p> <p>【財務省】 平成26年7月以降、規制改革実施計画の内容に沿って、生命保険協会等とシステム開発の方向性等について継続的に協議を行っています。</p> <p>平成28年10月以降、生命保険協会を含む金融機関の事業者団体に対して、現時点における当庁の対応案を既にお示しており、現在は各事業者団体において傘下の会員様のご意見を確認いただいているところです。</p> <p>【厚生労働省】 ①照会様式の統一化の周知・徹底について 照会文書の様式の統一については、平成27年度から様式を統一化しております。引き続き、福祉事務所と生命保険会社における取扱いの現状を踏まえ、さらなる効率化に向け協議をまいりますと考えています。</p> <p>②照会手続の電子化について 照会のオンライン化の可否については、提案主体と引き続き協議をまいりますと考えています。</p>	△	
281107002	28年11月7日	28年12月6日	28年12月28日	死者の個人番号が記載された住民票の除票の写しに対する別世帯の者からの請求の認可	<p>【具体的内容】 死者の個人番号が記載された住民票の除票の写しについて、別世帯の者からの請求を認めるべきである。</p> <p>【提案理由】 保険会社は、保険金を支払うなど一定の要件を満たす場合に、保険契約者および保険金等受取人の個人番号等を記載した支払調書等を税務署に提出する必要がある。しかしながら、例えば保険契約者と被保険者が同一人の死亡保険金を支払う場合においては、支払調書等に保険契約者の個人番号として、死者の個人番号を記載する必要がある。</p> <p>遺族等の生存する個人に関する情報でない場合、「死者に関する情報」は個人情報には該当せず、特定個人情報にも該当しない。そのため、番号法の提供制限や収集・保管の制限が課せられず、本人確認の措置を講じる必要もない。このため、保険会社は、死亡した保険契約者の個人番号については、遺族等から取得することができる。</p> <p>しかしながら、住民基本台帳法上、死者の個人番号が記載された住民票の除票の写しの請求を行うことができるのは、死亡時に死者と同一世帯であった者に限られる。そのため、死亡時に単身世帯であった者については、通知カードやその他の個人番号が記載された書類等がない場合には、遺族等は死者の個人番号を確認する術がない。</p> <p>そこで、死者の個人番号が記載された住民票の除票の写しの請求について、例えば、住民基本台帳法第12条の3第1項に定める者は認めるなど、別世帯の者からの請求も認めるべきである。</p> <p>また、自治体によっては、死亡時に死者と同一世帯であった者の請求にも関わらず当該書類の交付を拒否する事例があるため、交付事務の適切な運営を徹底すべきである。</p> <p>要望の実現により、番号制度の円滑な運営につながると考えられる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	総務省	<p>住民票の写し等の交付制度については、平成19年の住民基本台帳法の改正により、「何人でも交付を請求できる」という規定が改正され、個人情報保護等の観点から、住民票の写し等の交付の請求・申出の主体と目的を一定の要件に該当する場合に限定することとされました。</p> <p>この改正により、住民票の写し等の交付の請求・申出を行うことができる場合としては、①請求者本人又は本人と同一世帯の者(以下「本人等」という。))の請求によるもの(住民基本台帳法第12条)、②国・地方公共団体の機関の請求によるもの(同法第12条の2)、③本人等以外の者の申出によるもの(同法第12条の3)のいずれかに該当する場合に限定されました。</p> <p>本人等からの住民票の写し等の交付請求の場合には、特別の請求があれば、マイナンバーを記載した住民票の写し等を交付することが可能です(住民基本台帳法第12条第5項)。</p> <p>一方、本人等以外の第三者からの住民票の写し等の交付の申出の場合には、マイナンバーを記載した住民票の写し等の交付を申し出ることができません(住民基本台帳法第12条の3第7項)。</p> <p>なお、本人等からの請求及び第三者からの申出は、いずれも代理権のある代理人が行うことが可能です。</p> <p>また、住民票の除票の写しの交付の請求又は申出については、住民票の写しの交付の請求又は申出に準じて取り扱うこととされています。</p>	住民基本台帳法第12条、住民基本台帳法第12条の3	対応不可	<p>死亡者については、その代理権を有する者は存在しないことから、単身世帯であった死亡者に係る個人番号が記載された住民票の除票の写しの交付請求を、本人(死亡者)の代理人が行うことは不可能です。</p> <p>なお、生命保険に関しては、被保険者本人から生前に番号を取得することが適当であると考えており、内閣官房社会保障改革担当室から金融庁・生命保険協会を通じて生命保険会社等に周知するよう依頼しています。この場合には、死亡者の個人番号を取得する必要はなくなります。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項

○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果				規制改革 推進会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
281107003	28年 11月7日	28年 12月19日	29年 1月31日	官民が保有する情報を連携するための基盤の構築による行政機関保有情報の民間利活用の推進	<p>【具体的内容】</p> <p>国民の利便性の向上(確実な保障の受領や手続負担の軽減等)ならびに行政機関および民間事業者のサービス品質の向上や事務効率化、コスト低減等を図る観点から、官民が保有する情報を連携するための基盤を構築し、本人の事前同意等を前提として、行政機関が保有する住所等の情報の民間利活用を可能とすべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>現在、官民が保有する情報を連携するための基盤が存在しないため、情報の有効な利活用が図られておらず、国民・行政機関・民間事業者に多大なコスト・時間・労力が発生している。</p> <p>番号法によりマイナンバー制度が開始されたが、マイナンバーの利用範囲は法律または地方公共団体の条例で限定的に定められており、現在の利用範囲である社会保障・税・災害対策の3つの行政分野の事務以外での利用については、番号法附則第6条において、法律の施行後3年(2018年10月)を目途として国民の理解を得つつ所要の措置を講ずるとされている。</p> <p>また、災害対策の分野については、たとえば生命保険会社は、激甚災害発生時に支払調書に記載する目的で保有している保険契約者や保険金受取人のマイナンバーを自社内で顧客検索のキーとして利用することができるが、安否情報や避難先の確認等には利用することができない。</p> <p>今般、「日本再興戦略2016」において、災害発生時等におけるマイナンバー制度を用いたより効果的な避難状況等の把握等につながる情報共有のあり方について方針を取りまとめることが掲げられた。生命保険会社は東日本大震災に際して安否確認や保険金等の請求動員に努めたが、たとえば災害発生時に生命保険会社からの照会にもとづき、警察や市区町村が被災した被保険者等に関する情報(死亡情報、最新の住所、避難先等)を提供できることが明確になれば、被災者はより迅速かつ確実に保障の提供を受けることが可能となる。さらに、公的な社会保障を補完する生命保険事業の公共性に鑑み、本人の事前同意等を前提として、生命保険会社が平時においても行政機関保有情報を利用することができれば、迅速かつ確実な保険金等の支払や適切な保全サービスの提供につながり、安心・安心かつ豊かな国民生活の実現に寄与すると考えられる。</p> <p>官民が保有する情報を連携するための基盤の構築にあたっては、たとえば生命保険会社が、引越しや死亡等のライフイベントに応じたワンストップサービスの一環として終身年金・死亡保険金の支払や住所変更の手続き等を迅速かつ確実に提供することや、マイナポータル上の電子私書箱を利用して保険料控除証明書の交付等や必要な情報をタイムリーかつ確実に提供するなど、マイナンバー制度のインフラを活用して国民の利便性向上や高齢者に対する契約管理・支払管理態勢の強化につなげることも重要である。</p>	(一社)日本経済団体連合会	内閣官房 内閣府 総務省	住民基本台帳に記録されている住所情報を含めた個人情報を入力するためには、住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求又は住民票の写しの交付請求により行うこととされており、また、個人情報保護の観点から、一定の要件を満たさない限り、入手することはできないこととされています。	住民基本台帳法第11条、第11条の2、第12条、第12条の2、第12条の3	対応不可	住民基本台帳から住所等の情報を入手するためには、住民基本台帳法に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧又は住民票の写し等の交付によるべきものであり、ご要望のように、行政機関が保有する住所等の情報を民間でも活用可能とするデータの基盤構築については、認められません。 <p>また、ご要望のような情報の提供については、不必要な情報まで提供されるおそれがあること、住民基本台帳の情報が容易かつ大量に入手できるとともに、容易に他者に拡散するおそれがあること等、個人情報保護の観点から適切でないため、制度化することはできないと考えています。</p> <p>なお、公的個人認証サービスは住民票と連動しており、2種類の電子証明書の失効情報を確認することで、基本4情報の変更や住民票の削除といった異動の契機を把握することができます。この仕組みは平成28年1月から民間事業者にも開放されており、顧客の現況確認等に活用可能であることから、これを活用していただきたいと思います。</p> <p>一方で、マイナンバーそのものの利用範囲の見直しについては、番号法の規定に基づき、現行の利用事務との関連性が高く、国民の利便性や行政の効率化の観点から効果の期待される戸籍事務、旅券事務等への拡大的可能性について、内閣官房において検討を行っているところです。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
- :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
281107015	28年11月7日	28年12月6日	28年12月28日	研究開発業務に関する技術基準適合証明未取得機器の利用	<p>【具体的内容】 研究開発業務において活用を検討する新規技術を搭載した通信機器・通信モジュールに関して、技術基準適合証明を取得しなくても海外より輸入および研究開発への利用を許容すべきである。</p> <p>特に、訪日観光客等に対して、入国の日から90日に限って利用可能とされているWi-Fi端末及びBluetooth端末(日本の「技術基準適合マーク」が付されていないが、日本の技術基準に相当する技術基準(国際標準)に適合するもの)については、早期に研究開発での利用が可能となるよう制度整備を図るべきである。</p> <p>【提案理由】 (a)規制の現状 電波法および電気通信事業法により技術基準適合証明を取得しなまま電波を発生する通信機器・通信モジュールを利用することができない。利用するためには認証局より認定を受け登録が実施されるのを待つ必要がある。 平成28年5月21日より、訪日観光客等が日本国内に持ち込むWi-Fi端末及びBluetooth端末(日本の「技術基準適合マーク」が付されていないが、日本の技術基準に相当する技術基準(国際標準)に適合するもの)については、入国から90日以内に限って日本国内での使用を認めるよう制度改正が行われた。このため、対象の機器が日本国内で使用される可能性があるにもかかわらず、日本国内の事業者は当該機器を用いた試験・研究が行えない状態が生じている。</p> <p>(b)要望理由 ・研究開発の業務においては最先端の技術やそれを含んだ機器を扱うことがあるが、技術が取得できない海外製の機器は国内に持ち込むことができず、技術が取得されるまで調査を行うことが出来ない。結果、最先端の機器を自由に扱える海外と比べ、研究開発やサービス展開のスピードを落とすこととなるため。 ・中でも、訪日観光客等による日本国内での使用が認められている機器については、当該機器の接続先となる日本国内のサービスとの間で動作確認・影響検証等を行うことができず、国内事業者のみならず機器使用者である訪日観光客等にも不利益(接続障害、機器の故障等)を及ぼすおそれがあるため。</p> <p>(c)要望が実現した場合の効果 ・海外で開発された電波を発生する通信機器であってもすぐに研究開発に利用することができ、海外に遅れることなく研究開発を行うことができる。 ・訪日観光客等が使用する機器の接続環境の向上、当該機器を活用した新たなサービスの提供等が可能となることにより、訪日外国人の満足度向上に寄与することが期待される。</p>	(一社)日本経済団体連合会	総務省	<p>電波法では、総務省令で定める表示(技適マーク)のない無線設備であっても、国内に持ち込み、個別に実験試験局の免許を取得することにより、試験・研究に当該設備を用いることができます。また、電波暗室等の試験設備の内部でのみ使用される無線設備については、試験設備の外部での電界強度の測定値が微弱無線局の許容値以下となるときにはその無線局免許を要しないこととしています。</p> <p>また、総務大臣が公示する周波数、地域、期間、空中線電力の範囲で開設する等の一定の基準を満たせば、審査が簡素化され、申請から免許までの処理期間を大幅に短縮できる特定実験試験局制度を活用することも可能です。</p> <p>なお、技術基準適合証明制度は、一部例外を除き、同一設計の無線設備が多数生産される場合などへの便宜のため、利用する無線設備が電波法令で定められている技術基準に適合していることを予め確認できている場合に限り、無線局の免許申請をする際に手続きを大幅に簡略化し、あるいは免許手続きを不要とするものです。従いまして、技適マークがないことにより無線局免許の取得が妨げられるものではありません。</p> <p>電気通信事業法では、電気通信事業者のネットワーク(電気通信回線設備)に利用者が端末機器を接続して使用する場合、登録認定機関が技術基準に適合していることを認定し、総務省令で定める表示(技適マーク)が付された端末機器であれば、電気通信事業者による接続の検査を受けることなく使用することができます。</p> <p>技適マークが付されていない端末機器であっても、電気通信事業者の接続の検査を受け、技術基準に適合していると認められれば、その端末機器を電気通信事業者のネットワークに接続して使用することができます。これは少数の試作品段階の端末を使用する場合などの手続きとして設けられているものです。</p> <p>なお、電気通信事業者のネットワーク接続から遮断された閉じたネットワーク環境で使用する場合には、技適マークも電気通信事業者の検査も不要です。</p>	電波法第4条、15条、38条の6、38条の24 電気通信事業法第69条 電気通信事業法施行規則第32条第1項	現行制度下で対応可能	<p>「実験試験局」については、電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)第4条において、以下のとおり無線局の種類として定義し、無線局免許の対象としています。</p> <p>第4条 二十二 実験試験局 科学若しくは技術の発達のための実験、電波の利用の効率性に関する試験又は電波の利用の需要に関する調査を行うために開設する無線局であつて、実用に供しないもの(放送をするものを除く。)をいう。</p> <p>「特定実験試験局」については、電波法施行規則第7条の免許等の有効期間の規定において以下のとおり定義し、無線局免許の対象としております。</p> <p>第7条 五 特定実験試験局(総務大臣が公示する周波数、当該周波数の使用が可能な地域及び期間並びに空中線電力の範囲内で開設する実験試験局をいう。以下同じ。) 当該周波数の使用が可能な期間</p> <p>「微弱無線局」については、電波法(昭和25年法律第131号)第4条に基づき免許不要としており、電波法施行規則第6条第1項第1号において、次のとおり定義しています。</p> <p>第六条 一 当該無線局の無線設備から三メートルの距離において、その電界強度(総務大臣が別に告示する試験設備の内部においてのみ使用される無線設備については当該試験設備の外部における電界強度を当該無線設備からの距離に応じて補正して得たものとし、人の生体肉に植え込まれた状態又は一時的に留置された状態においてのみ使用される無線設備については当該生体の外部におけるものとする。)。が、次の表の上欄の区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる値以下であるもの</p> <p>表(略)</p> <p>また、電波法施行規則第6条第1項第1号中の「試験設備」については、総務大臣が別に告示する告示において、以下のとおり定義しています。</p> <p>○平成18年総務省告示第173号(電波法施行規則第6条第1項第1号の規定に基づく総務大臣が別に告示する試験設備)</p> <p>電波に関する研究開発又は法及びこれに基づく命令に規定する技術基準等に対する適合性に関する試験等を行うための電波暗室その他の試験設備であつて、金属遮蔽体により收容され、その内部で使用される無線設備の使用周波数における漏えい電波の電界強度を四〇デシベル以上減衰させることが明らかであるもの</p> <p>「端末設備の接続の検査」については、電気通信事業法第69条において、以下のとおり定義しています。</p> <p>第六十九条 一 利用者は、適合表示端末機器を接続する場合その他総務省令で定める場合を除き、電気通信事業者の電気通信回線設備に端末設備を接続したときは、当該電気通信事業者の検査を受け、その接続が第五十二条第一項の技術基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。</p> <p>これらの規定のとおり、技術基準適合証明等の取得によらない方法があります。</p>
281107016	28年11月7日	28年12月6日	28年12月28日	リモートコントロールに使用する無線周波数帯域の拡大	<p>【具体的内容】 ロボットなどの自動機械の遠隔操作のための通信手段として利用することが可能な無線周波数帯域の拡大、または複数の帯域を利用可能とすべきである。</p> <p>【提案理由】 (a)無線の周波数帯域の割り当ては、電波法により定められているが、ロボットの利用が拡大している現状への対応ができていない。</p> <p>(b)建設現場等において建築・設備工事会社が、無線操作による計測機器や自動機械を利用する場合には、自社で実用機器を開発する技術やリソースが限られるため、市販の機器を利用することになる。市販のサービスロボットなどフィールドで利用される自動機械の遠隔操作には、WiFiやBluetoothが広く用いられているが、特に都市部においては、多くのWiFi等機器が稼働しているため、電波干渉により、時間帯や場所によって通信が困難となる事態が頻発している。建設業界の少子高齢化や人手不足を解消するため、施工の自動化・ロボット化が求められており、そのためにも通信品質の確保が求められている。</p> <p>(c)建設現場における自動化・機械化が促進され、人手不足の解消や生産性向上を達成できる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	総務省	<p>現在、ロボット等の機械のための遠隔操作等に利用できるリモートコントロール用の周波数について、免許を要しない無線局及び免許を要する無線局で使用できる主な周波数については、それぞれ以下のとおりです。</p> <p>【免許を要しない無線局の周波数】 ① 73MHz帯 10kHz間隔 11波 ② 400MHz帯 6.25kHz間隔 160波 ③ 920MHz帯 200kHz間隔 38波 ④ 1.2GHz帯 12.5kHz間隔 160波 ⑤ 2.4GHz帯 20MHz間隔 4波 ⑥ 5.6GHz帯 20MHz間隔 11波</p> <p>【免許を要する無線局の周波数】 ① 169MHz帯 100kHz間隔 4波 ② 2.4GHz帯 5MHz間隔 2波 ③ 5.7GHz帯 5MHz間隔 21波</p>	電波法施行規則及び関連告示	現行制度下で対応可能	<p>現在、ロボットなどの機械のための操作等に利用できるリモートコントロール用の周波数は、免許を要しない局の周波数として最大384波、免許を要する無線局の周波数として最大27波の周波数が使用できる状況です。</p> <p>特に免許を要しない無線局のうち、400MHz帯及び1.2GHz帯の周波数においては、様々な機械のリモートコントロールにも多く使用されており、近年のチャンネル不足の課題解決に向けて使用周波数の狭帯域化を図ることによるチャンネル数の増加、また、免許を要する無線局の周波数については、建設業界からの要望も踏まえ、ロボット用の画像伝送やリモートコントロール用として新たに周波数(2.4GHz帯/5.7GHz帯等)の拡大について、それぞれ平成28年8月末に制度整備を行ったところであり、これらの周波数の利活用をお願いします。</p>

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する事項については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
281107017	28年11月7日	28年12月6日	28年12月28日	UWB(超広帯域)無線システムの使用環境条件の見直しによる利活用の促進	<p>【具体的内容】 電波法施行規則第4条の4第2項第2号に規定される超広帯域無線システムの使用場所や業務内容等の規定を緩和し、多様な利用の促進を図るべきである。</p> <p>【提案理由】 (a)規制の現状 平成25年 情報通信審議会 情報通信技術分科会 陸上無線通信委員会 UWB無線システム作業班において本事業に係る検討がなされたが、最終報告では見送りとなっている状況である。(参照:最終報告内容要旨) 屋外での利用について、新たな技術的進歩状況やニーズを踏まえて検討いただきたい。 屋外利用については、様々な用途が考えられるため、共用条件の検討には多くの時間を要するものと考えられる。このため、将来的な課題として、センサー用途UWB無線システムの検討終了後、具体的な用途の希望があれば、別途検討する。</p> <p>(b)要望理由 ドイツのインダストリ4.0を皮切りにIoTの利活用に係る多様なソリューションやサービスが世界規模で創出されている。これらの商品を活用してIoTの利便性とその効果を楽しむためには、根本的な問題がなければ出来るだけ使用環境条件の規定がない方が望ましい。 製造業や流通業においての位置検知用としての利用や地中レーダー、壁越しイメージング、監視システム、車載レーダー、医療イメージングなどでの利用が想定される。</p> <p>(c)要望が実現したときの効果 本システムにおける利用拡大が図られることにより、構造物などに対する遠隔監視を通じた設備保全作業の効率化による安定稼働の実現と設備事故災害防止効果の向上のほか、IoTを活用し自動化の範囲を画期的に広げるSociety5.0(超スマート社会)の実現に大きく寄与する。</p>	(一社)日本経済団体連合会	総務省	超広帯域(UWB)無線システムは、3.4～4.8GHz、7.25～10.25GHz、22～24.25GHz(平成28年12月31日までに開設されたものに限る。)、24.25～29GHzで使用可能です。なお、3.4～4.8GHz、7.25～10.25GHzは、屋内においてのみ電波の発射が可能であることとしています。	電波法施行規則第4条の4第2項第2号、無線設備規則第49条の27	その他	<p>UWB無線システムは、その性質上、既存の無線システムの使用帯域に重畳して電波を発射するため、UWB無線システムが発射する電波の周波数帯域の中で電波を使用している他の無線システムとの間で周波数共用を行うことが必要です。具体的には、周波数割当表に従って運用する他の無線局又は受信設備に有害な混信を生じさせてはならず、また、他の無線局による有害な混信からの保護を要求してはならないとされています。</p> <p>UWB無線システムの使用場所や業務内容等の規定の緩和にあたっては、UWB無線システムの利用形態を踏まえた上で、他の無線システムと共用可能な条件や範囲等について技術的な検討を行うことが必要となりますので、具体的な要望内容について、総務省にご相談いただきますようお願いいたします。</p>	
281114004	28年11月14日	28年12月6日	28年12月28日	UWB(超広帯域)無線システムの技術的条件的見直し(緩和)	<p>【具体的内容】 ・使用環境条件の緩和 ・屋内使用時における空中線電力の緩和</p> <p>【理由】 ・UWB無線通信システムは、他の無線通信システムと使用周波数帯を共用することから、使用環境条件は「屋内」に限定されており、また空中線電力は「1MHzの帯域幅における平均電力が-41.3dBm以下(総計:0.001ワット以下)」と規定されている。 ・近年、UWB無線通信システムは、屋内での高精度位置情報を取得するために採用されつつあり、また屋外での使用に対するニーズが高まってきている。 ・GPSの電波は届かないが屋外として分類されるトンネル内や橋梁下等において、使用環境条件の緩和によるUWB無線通信システムの使用によって社会インフラ点検等に高精度位置情報の取得が可能となる。 ・また屋内使用時においても、空中線電力の緩和による通信エリアの拡大によってサービス導入の促進を見込むことができる。 (屋外使用の場合は、現行の1MHzの帯域における平均電力が-41.3dBm以下とすることも良い。)いずれにしても、移動しない(固定局とする)、他の無線通信システムへ影響を与えない、等の条件を課した上で緩和と考える。</p> <p>※ハイバンド(7.25GHz以上10.25GHz未満)のみへの適用となっても良い。 干渉軽減機能が必須であるローバンド(3.4GHz以上4.8GHz未満)には適用不可となっても構わない。</p>	(一社)電子情報技術産業協会	総務省	超広帯域(UWB)無線システムは、3.4～4.8GHz、7.25～10.25GHz、22～24.25GHz(平成28年12月31日までに開設されたものに限る。)、24.25～29GHzで使用可能です。なお、3.4～4.8GHz、7.25～10.25GHzは、屋内においてのみ電波の発射が可能であることとしています。また、空中線電力は、平均電力-41.3dBm/MHz以下かつ尖頭電力0dBm/50MHz以下としています。	電波法施行規則第4条の4第2項第2号、無線設備規則第49条の27	その他	<p>UWB無線システムは、その性質上、既存の無線システムの使用帯域に重畳して電波を発射するため、UWB無線システムが発射する電波の周波数帯域の中で電波を使用している他の無線システムとの間で周波数共用を行うことが必要です。具体的には、周波数割当表に従って運用する他の無線局又は受信設備に有害な混信を生じさせてはならず、また、他の無線局による有害な混信からの保護を要求してはならないとされています。</p> <p>UWB無線システムの屋内使用時における空中線電力の緩和については、情報通信審議会において、重畳して周波数を利用する他の無線システムに対して影響を及ぼさない技術的条件として、平均電力-41.3dBm/MHz、尖頭電力0dBm/50MHzが規定されたものです。空中線電力の規定を緩和した場合、他の無線システムの運用に影響を及ぼす可能性があるため、空中線電力の規定を緩和することは困難です。</p> <p>UWB無線システムの使用環境条件の緩和については、UWB無線システムの利用形態を踏まえた上で、他の無線システムと共用可能な条件や範囲等について技術的な検討を行うことが必要となりますので、具体的な要望内容について、総務省にご相談いただきますようお願いいたします。</p>	
281115001	28年11月15日	28年12月6日	28年12月28日	戸籍法第10条の2第4項の規定に行政書士も追加すべきである	<p>平成26年6月27日に公布された改正行政書士法により、日本行政書士会連合会がその会則で定めるところにより実施する研修の課程を修了した行政書士(特定行政書士)については、行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、異議申立て、再審査請求等、行政庁に対する不服申立ての手續について代理し、及びその手續について官公署に提出する書類を作成することができることとなった。</p> <p>しかしながら、戸籍法第10条の2第4項において、他の士業については、行政機関等に対する不服申立ての手續を行う場合に必要がある場合には戸籍簿本等の交付の請求をすることができることとされているのに、特定行政書士についても行政機関等に対する不服申立ての手續を行う場合に必要となる場合があるにもかかわらずここにあげられていない。これは単なる抜け落ちとしか思えず、仮にあえて追加されていないのであるとするならば国民の権利擁護の観点や利便促進にも反し、著しく公平性に欠ける事態を招きかねず看過できない。</p> <p>特定行政書士はすでに誕生していることから、迅速な追記対応をお願いしたい。</p>	個人	総務省 法務省	戸籍法第10条の2第4項は、弁護士等の行う業務のうち、特定の依頼者から事件を受任し、かつ、紛争処理手續において当該依頼者を代理する業務を弁護士等の各資格者ごとに列挙したものとあります。これは、受任事件に紛争性がある場合には、依頼者の権利行使等の意思が明確である上、争われている権利の実現等のため、紛争の相手方や事件に関係する第三者の戸籍の記載事項を利用して当該権利等の存在及び範囲を対外的に証明する必要性が典型的に存在し、かつ、弁護士等がそのような紛争性のある事件について単に法的な助言をしたり、代書をするにとどまらず、自ら裁判手續その他の紛争処理手續において依頼者を代理する場合は、その権利の実現等のため十分な立証活動を行うことが必要であることから、弁護士等が自ら裁判手續その他の紛争処理手續の代理業務を遂行するために必要がある場合を特別として規定したものとあります。なお、弁護士等が本要件による交付の請求をする場合は、依頼者からの委任状の提出は要しないものとされます。	戸籍法第10条の2	検討を予定	戸籍法改正の機会に合わせて、戸籍法第10条の2第4項の規定に行政書士に関する事項を追加することについてその可否も含めて検討することとします。	△

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案に関する事項については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
- :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
281117043	28年11月17日	28年12月6日	28年12月28日	事業所統合時の自衛消防設備の設置基準の合理化	<p>【具体的内容】</p> <p>コンビナートの事業所統合時の自衛消防設備の設置基準について、次の方法を認めるべきである。</p> <p>①消火用屋外給水施設は、コンビナート全体に必要な給水設備能力を求めののではなく、事業所内の地区毎に法規制適合を判定できるようにすべきである。</p> <p>②統合後の敷地面積が100万㎡以上となっても、以下を満たすことで、敷地内を4分割した通路配置を行ったものとみなすべきである。</p> <p>・統合前事業所が、各々、一端が直接公共道路に接している幅員12mの特定通路を保有していること</p> <p>・消防車両が自由に往來することができる連絡を、事業所間の境界線沿いに確保していること</p> <p>・統合前の敷地境界を挟んだそれぞれの事業所の製造施設間距離が12m以上あり、幅員12mの特定通路と同等の機能を持っていること</p> <p>【提案理由】</p> <p>(a)規制の現状</p> <p>コンビナートの事業所を統合する場合、法的には地区が異なっても、地区を合わせて一つの事業所とみなされるが、自衛消防設備の給水栓送液能力設置基準については、それぞれの地区に事業所全体に必要な設備能力が求められている。</p> <p>また、事業所の敷地面積が100万㎡を超える場合、施設地区の配置に関する省令第12条第五号では12m幅員通路にて、敷地を概ね四分割以上にするよう通路を配置することが求められている。</p> <p>以上の状況が、事業所統合の際に、過剰な自衛消防設備の設置を求めた現状を招いている。</p> <p>(b)要望理由</p> <p>独立していた事業所が操業後に統合する場合、屋外給水設備は事業所毎に設計思想が異なるため(給水栓配管の圧力等)、それぞれの事業所の給水栓配管を単単に接続して相互乗り入れすることは困難である。そのため、事業所全体に必要な給水施設が求められる場合、地区毎に必要な送水能力以上の消防設備を設置しなくてはならず、地区によっては過剰な設備の設置を求められ、企業間連携、事業所統合の際に自衛消防設備が大きき事業所に引きずられ過剰負担となる。また、隣接する事業所A(95万㎡)と事業所B(65万㎡)を統合しようとした場合、敷地面積が100万㎡を超えるため、四分割以上への敷地分割規制を受けて、12m幅員の通路を新たに設置することが求められる。このようなケースにおいて、事業所Bには幅員が12m以上(実質幅員14m)あり、敷地を分割する通路を有する一方で、事業所Aは事業所Bよりも敷地面積が大きいため、敷地内の既存の特定通路は最大で10m幅員の通路しかない。従って、敷地を四分割するために、これらの特定通路を拡張する必要がある。しかしながら、このような拡張は、製造施設等の配置上から難しいケースがある。(シート図表1参照)</p> <p>(c)要望が実現した場合の効果</p> <p>設備投資費用の削減や、既設コンビナートの隣接事業所の合併・統合の促進を図ることができる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	総務省 経済産業省	<p>①石油コンビナート等災害防止法第16条では、「特定事業者は、その特定事業所ごとに、自衛防災組織を設置しなければならない」とされています。</p> <p>当該自衛防災組織には、その業務を行うために必要な防災資機材等を備え付ける必要がある(同条第4項)ため、石油の貯蔵・取扱量や高圧ガスの処理量、保有する施設及び設備等の種類に応じて、新たに消防車両の台数や必要防災資機材を算定直すこととなります。</p> <p>消火用屋外給水施設については、特定事業者がその特定事業所に係る自衛防災組織に大型化学消防車、甲種普通化学消防車、普通消防車、小型消防車又は大型化学高所放水車(以下「大型化学消防車等」という。)を備え付けなければならない場合に、消防車用屋外給水施設として車両台数に応じた施設を備え付けなければならないとされています。(省令第7条)</p> <p>またその能力の基準は、当該特定事業所の自衛防災組織に備え付けなければならない大型化学消防車等の放水能力の合計に、当該大型化学消防車等のうち放水能力が最大大型化学消防車等の放水能力を加算した放水能力により120分継続して放水することができる量の水を供給できるとなっています。(省令第8条)</p> <p>②「石油コンビナート等災害防止法の運用について」(平成11年8月17日付け 消防特第143号、平成11・08・11立局第3号)の第1において、レイアウト規制対象事業所に他事業所を統合する場合、統合される複数の事業所のうち一の事業所に関して、他の統合される事業所が増設されるものとして届け出るべきものとされており、この届出に係る計画については、実質的な変更がないことと鑑み、原則として、法第8条に基づく指示は行わないものとされています。</p> <p>ただし、変更届には、統合後の配置図を添付していただくことになっており、消防庁としては、適法部分を確認するため、その配置図に法令に適合していない通路等を明確に示していただいているところです。</p>	石油コンビナート等災害防止法第2条、第15条、第16条、石油コンビナート等災害防止法施行令第7条、第8条～第10条、第16条第2項及び第4項、石油コンビナート等における特定消防施設等及び防災組織に関する省令第8条、石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置に関する省令第12条	<p>①対応不可</p> <p>②現行制度下で対応可能</p>	<p>1) 要望の具体的な内容が明らかでないが、一般論としてお答えすると、消火用屋外給水施設については、当該事業所の自衛防災組織に大型化学消防車等を備え付けなければならない場合に設置が義務付けられています。</p> <p>当該大型化学消防車等を含む防災資機材は、自衛防災組織が、事業所全体における災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務を行うために設置を義務付けており、事業所内のすべての消火用屋外給水施設において、保有する大型化学消防車等が有効に活動できるだけの放水能力が必要になります。</p> <p>一方、代替措置として、当該特定事業所の自衛防災組織に備えなければならない大型化学消防車等のうち最大の放水能力を有するものにより、120分継続して取水することができる量の水を常時取水することができる河川等が省令第9条第1項の規定による消火栓等を設置すべき位置にある場合において、市長村長が適当と認めるときは、当該箇所に消防車用屋外給水施設の消火栓等が設置されているものとみなす(省令第12条)等の対応も可能なので、具体的な計画内容を市町村長とよく相談してください。なお、必要に応じて消防庁に相談していただくことも可能です。</p> <p>2) A社とB社が統合した場合でも、施設地区や連絡導管等に変更がない場合は、「石油コンビナート等災害防止法の運用について」(平成11年8月17日付け消防特第143号、平成11・08・11立局第3号)により、法第8条の指示は行わないこととしており、統合後に直ちに現行法令に適合することを求めてはいないことから、現行法令で対応可能と考えております。</p>
281117044	28年11月17日	28年12月6日	28年12月28日	他製造所を通過する配管敷設の特例措置の設置	<p>【具体的内容】</p> <p>事業所内で新たに危険物配管を敷設する場合、保有空地内だけでなく、他の製造所等を通させることも、条件を満たせば、政令第23条を適用して実施できるようにすべきである。</p> <p>条件として、消火活動上の問題がないほか、通過製造所等に事故等があった場合においても、当該配管を遮断可能であり、他の製造所等に被害が拡大しないと判断される場合等と定める。</p> <p>また安全対策としては、通過する製造所の取扱危険物品名、危険物取扱数量に、当該物質を加えるとともに、その製造所に見合った消火設備を設置することで、担保されると考える。</p> <p>【提案理由】</p> <p>(a)規制の現状</p> <p>別の製造所等の保有空地を通過して他の製造所等へ配管を敷設することは、条件を満たせば認められているが、別の製造所等を通することは認められていない。(シート図表2参照)</p> <p>(b)</p> <p>このため、迂回して配管を通すための土地を工面したり、別途ラックを新設する等が必要になるが、配置に苦慮することがあり、場合によっては起業性を損なっている。</p> <p>(c)要望が実現した場合の効果</p> <p>保安距離を確保するために迂回して敷設した場合と比較して、配管ラックの設置費用および距離を短縮できることから、費用削減が見込まれる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	総務省	<p>消防法においては、危険物施設の周囲には、延焼の防止及び消防活動の場所の確保の観点から、空地を保有することが必要とされており、空地内には、当該危険物施設に關係しない配管等は通過させることができないこととされています。</p> <p>一方で、「製造所及び一般取扱所に係る保安距離及び保有空地について」(平成13年3月29日付消防危険第40号)において、消防活動等に支障がないと認められること等を条件に、政令第23条を適用し、保有空地に他の施設の配管を通過させることを認めて差し支えないことが示されています。</p>	危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第9条第1項第2号、「製造所及び一般取扱所に係る保安距離及び保有空地について」(平成13年3月29日付消防危険第40号)	対応不可	<p>危険物施設の周囲に設ける保有空地は、火災等が発生した場合に、延焼を防止し、消防活動を行うために必要な空地であるのに対し、危険物施設内は、危険物の貯蔵・取扱いが行われており、火災等の危険性が高い場所であることから、危険物施設内に他の危険物施設の配管を通過させることは認められません。</p>

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果				規制改革 推進会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
281117047	28年 11月17日	28年 12月6日	28年 12月28日	サニー室の 火災報知器 設置基準の 見直し(超高 感度煙感知シ ステムを設置 する場合の火 災報知器の 設置免除)	<p>【具体的内容】</p> <p>サニー室は、機器冷却のために空調 airflow が常時室内を循環し煙を拡散させてしまうため、通常、設置が求められている火災報知器が動作するような事態では既に手遅れとなる。従って、現在では、ファンを内蔵して屋内の airflow を強制的に検知器内に吸入し、そこに煙の微粒子が存在するかどうかを確認する「超高感度煙感知システム」を設置するのが一般的である。火災報知器よりも高性能の「超高感度煙感知システム」を設置する場合には、重複投資を避けるためにも、火災報知器の設置を免除すべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>①規制の現状 「消防法施行規則」第23条及び第24条において、自動火災報知設備の感知器の設置に関する基準が設定されている。また「火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令」において技術上の規格が定められている。</p> <p>②要望理由 現行の法制下では超高感度煙感知システムは火災報知設備の感知器の設置の対象とはならず、従来の火災報知器を設置することが必須とされている。「日本データセンター協会」の「データセンターファンリテシタニスタンダード」並びに「一般社団法人電子情報技術産業協会」の「情報システム設備の設置ガイド」では、「超高感度煙感知システム」の設置を求めており、同システムの有用性が認められているところである。</p> <p>③要望が実現した場合の効果 社会におけるICT利用が高まる中で、データセンター市場は成長産業である。通常火災報知器の設置が不要となるため、事業者はデータセンターにおける重複投資を避けることが可能となり、より安価な構築が可能となる。企業による積極的なクラウド活用等を通じたデータセンターの需要に十分に対応することが可能となり、結果として企業の経営強化に貢献できる。</p>	(一社)日 本経済 団体連 合会	総務省	<p>消防法第17条 消防法施行令第21条 消防法施行規則第23条、第24条</p> <p>現行制度 下で対応 可能</p> <p>火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令</p>	<p>消防法第17条 消防法施行規則第23条、第24条</p> <p>現行制度 下で対応 可能</p>	<p>自動火災報知設備は、建物の用途や規模に応じてその設置が義務づけられているところですが、感知器の設置場所については「有効に火災の発生を感知することができるように設けること」と規定されており、データセンター等についても、その設置環境により煙感知器では有効に火災の発生を感知できない場合には、熱感知器等の適当な感知器の設置により有効に火災の感知が行われる必要があります。</p> <p>なお、御提案の超高感度煙感知システムに用いられている感知器が法令上規定されている感知器の規格に適合するものと同等以上の性能があると総務大臣が認定することにより、消防法施行令等に規定する自動火災報知設備の設置基準を満たした上で、データセンター等に設置することが可能です。</p> <p>また、当該システムから火災発生を有効に建物の在館者に伝達可能であり、自動火災報知設備と同等以上の性能を有するものであれば、その性能等を総務大臣が認定することにより、自動火災報知設備に代えて、消防法第17条第3項に規定する特殊消防用設備等として設置することも可能である旨申し添えます。</p>		
281124004	28年 11月24日	28年 12月19日	29年 1月31日	民泊サービス (戸建住宅等 を活用した宿 泊サービスの 提供)における 消防法の取 扱いについて	<p>【提案目的】</p> <p>訪日観光客が増加し、宿泊施設の不足が課題となる中、伝統的な日本家屋を改修した宿泊施設が観光客から人気を集めている。</p> <p>一方、全国各地では、空き家が増加し、生活環境、防災、防犯の観点から問題となっている。</p> <p>現在、国では規制改革実施計画(H28.6.2閣議決定)において、民泊サービスを推進するため、平成28年度中に法案を提出することとされ、検討されているところである。</p> <p>このため、戸建住宅を民泊サービスに提供する場合は、消防法の取扱いを戸建住宅と同様の規制とし、空き家の戸建住宅の宿泊施設への利用を拡大することにより、宿泊施設不足の解消や、空き家の有効活用を促進する。</p> <p>【提案内容】</p> <p>民泊サービスに関する新法においては、次の想定事例に該当し、戸建住宅を民泊サービスに提供する場合は、消防法の規制を戸建住宅と同様の規制にすること。</p> <p>(1)想定事例</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 宿泊施設の利用形態が家族や友人などの特定の1グループ 2. 10人以下など少人数への1棟貸 3. 住宅の規模が2階以下かつ300平方メートル未満 <p>(2)消防法の取扱い</p> <p>上記(1)の想定事例に係る戸建住宅については、家主居住型、家主不在型に関わらず住宅とみなして宿泊施設として利用できるようにすること。具体的には、消防法上、ホテル・旅館に係る次の規制を戸建住宅と同様の規制にすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 誘導灯・誘導標識 2. 自動火災報知設備 3. 防災設備の使用 4. 消火器具 <p>【懸念される課題】</p> <p>本県では、観光客を県内に宿泊させるため、日本家屋の空き家を宿泊施設として有効活用することが必要と考えている。民泊サービスは住宅を活用した宿泊サービスの提供であることから、既存のホテル・旅館と同様の消防法の規制とした場合、古民家などの空き家を持つ魅力の低減や修繕による事業者負担につながり、民泊サービスの提供が進まない可能性がある。</p> <p>【民間事業者のニーズ】</p> <p>戸建住宅を活用した宿泊施設を運営する事業者、不動産業者等へヒアリング調査を行った結果、消防法の規制を緩和する本県提案に賛同し、次の要望をいただいている。</p> <p>(例) 現行制度では、画一的な規制により物件の持ち味が失われることもあるため、規制を緩和してもらいたい、など。</p>	広島県	総務省 厚生労働省 国土交通省	<p>消防法第9条の3、第17条 消防法施行令第4条の3、第7条、第10条、第21条、第26条</p> <p>検討に着手</p>	<p>消防法第9条の3、第17条 消防法施行令第4条の3、第7条、第10条、第21条、第26条</p> <p>検討に着手</p>	<p>民泊に係るルールのあり方については、厚生労働省と観光庁が平成27年11月末に共同で立ち上げた有識者会議「民泊サービスのあり方に関する検討会」において、関係省庁(国土交通省住宅局・消防庁・警察庁)も加え、幅広い観点から検討し、平成28年6月最終報告書が取りまとめられました。この報告書に基づき民泊サービスが適切に推進できるよう、類型別に規制体系を構築することとし、既存の旅館業法とは別の法制度として、本年度中に法案を提出予定</p> <p>また、消防法では、建物の火災の危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置及び防災物品の使用が求められています。戸建住宅を民泊サービスに提供する場合には、例えば、施設の事情に不案内な不特定多数の人が宿泊することにより不慣れた火気使用設備を用いることによる出火のおそれが高まるなど、戸建住宅と比べて火災危険性が高まること想定されるため、その危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置及び防災物品の使用を行っていただく必要があると考えています。</p> <p>ただし、消防用設備等の設置が必要な場合であっても、消防署長等が火災予防上支障がないと認めた場合には、当該設備等の全部又は一部を設置しないこととする等の取り扱いが可能であり、例えば民宿等に設置される誘導灯及び誘導標識については「民宿等における消防用設備等に係る消防法令の技術上の基準の特例の適用について」(平成19年消防予第17号)で上記取り扱いの具体的な要件等が示されています。</p>	△	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果				規制改革 推進会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
281126001	28年 11月26日	28年 12月19日	29年 3月31日	行政機関の保有する個人情報に関する個人情報の開示の範囲を拡大すべき。	<p>1 個人情報に関する情報の開示義務の拡大について。 「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日・法律第58号)」においては、第14条において、「氏名、生年月日その他を個人情報とし特定個人を識別できるもの」として、開示の範囲外として、プライバシーであるかどうか不明なものまでを含めて、広く個人情報を非公開としているが、ただ、これでは開示しない範囲が余りに広きに過ぎるのであるから、公益的理由のある特定のものについては、開示義務を拡大して是非公開すべきだ。</p> <p>2 例をあげると、地方卸売市場の年度ごとの事業報告書に、「株主の氏名、所有株式数等」及び「法人担当者の氏名」が報告事項として記載されているが、「氏名」は個人情報の「特定個人を識別できるもの」で、「当該個人の権利利益を害する」として非公開とされている。一方、会社法125条は株主名簿を本店に備え置くこと、及び、株主と債権者は株主名簿の閲覧請求と写の交付を請求できると規定しているのだから、「株主の氏名、所有株式数等」は相当多数のものが既に知っているか、または、容易に知りうる情報であるから、「当該個人の権利利益を害するおそれ」はないにもかかわらず、現在情報公開では公開を許可をされていないのが現状である。</p> <p>3 卸売事業報告書は、卸売事業者の支払い担保能力をきめ細かく把握しておく必要があることから、地方卸売市場法や、各県条例に基づき、卸売業者に対して、毎事業年度ごとに提出する法的義務を課しているものである。また、卸売業者は、市場開設並びに卸売業務の許可を受けている生鮮食料流通の基幹的インフラであるから、「公益性の高い」会社である。</p> <p>4 よって、「公益性の高い」会社の経営に重大な影響を与える株主は誰であるか、実際に業務を遂行している担当者は誰であるかを、情報公開を利用して知り、「事業活動の透明性を求める。」のは、「住民の知る権利」「行政参加権」で公益的理由があるから、「特定個人を識別できるもの」として公開すべきだ。</p> <p>5 以上から、同法第14条二に(二)として、「法令の規定により行われた許可、免許、届けその他これらに相当する行為に際して作成し、または取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの」を規定として新たに追加し、開示の範囲を拡大すべきである。</p>	(一社)春日	総務省	ご意見をいただいている「行政文書の開示請求の際の不開示情報」にかかる条文は「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)」ではなく、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)以下、「情報公開法」という第5条になります。 また、例として挙げている「卸売事業報告書」は一般に各都道府県に提出されるものであり、都道府県が保有する行政文書の情報公開については各都道府県の条例で定められているため、当該報告書の開示請求については、情報公開法は適用されません。	「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)	事実誤認	「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」は適用されません。	
281129032	28年 11月29日	28年 12月19日	29年 1月31日	入札制度について	<p>【具体的内容】 ①地方自治体の「競争入札参加資格申請」について、全国もしくは都道府県単位での一本化、申請書類及び添付書類の簡素化・統一化を図ること。 ②国、独立行政法人、特殊法人の「競争入札参加資格要件」を統一化すること。</p> <p>【提案理由】 ①「競争入札参加資格審査申請」については、近時「電子申請」にて申請を受理している地方自治体が増えているものの、依然、紙による申請手続きを要求しているところが多い。申請添付書類も統一性がなく、中には申請書類の提出に際し細部まで(書類の綴じ方、使用ファイルの色、等)指定する地方自治体もある。また、参加資格申請の公示の仕方・時期も地方自治体により異なる。この点が「競争入札参加資格申請」の事務手続きを煩雑化している大きな要因となっている。平成27年度の提案において、「地方自治法および関係法による規制はない」との回答が示されているが、手続きを簡素化・統一化することにより、「地方自治体」及び「民間事業者」双方の事務効率化の促進に繋がる。</p> <p>②独立行政法人、特殊法人においては、個別の競争入札参加資格要件を設定している場合があり、その提出書類も法人毎に異なり、民間事業者に過度な事務負担が生じている。</p>	(公社)リース事業協会	総務省	競争入札参加資格審査申請の手続きについては、地方自治法や地方自治法施行令で規定しているのではなく、各地方公共団体が必要に応じ適宜定めているものです。	—	事実誤認	地方自治法及び同法施行令による規制はありません。	△

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
- :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
281129043	28年11月29日	29年1月16日	29年5月31日	自動車関連諸税に関する情報提供について	<p>【具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有者に対して自動車関連諸税・使用者に関する情報提供を行うこと。 ①自動車関連諸税の減免措置について、データ等により提供すること。 ②自動車税収納情報をデータ等により提供すること。 ③使用者の情報を開示すること。 <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①自動車に係る諸税の減免措置等により、自動車の課税額が毎年変動し、大量に自動車を所有するリース会社の事務負担が著しく増大している。現状、車検証の備考欄には、燃費等による軽減率等の記載はあるものの、基準年度が改正されることにより、納付税額を正確に把握することができず、混乱が生じている。 ②自動車税収納情報反映のタイムラグ改善に向けた抜本的改善策の検討・実行と合わせ、収納状況についてのデータ提供をお願いしたい。 リース車両の自動車税はリース会社が納税義務者であるが、契約車両のメンテナンス、車両管理もリース会社が担っており、収納情報の確認が必要となる。 陸運支局での自動車税収納確認が電子化されたことで、継続車検時に自動車税納税証明書の提示が省略可能となったが、金融機関やコンビニエンスストアで納付した場合、都道府県と運輸支局間での収納情報反映に数日～1週間程度は必要となっている状況であり、迅速な情報の反映ができない。 ③自動車税納税通知書を受領した際に、使用者が不明な場合がある。所有者が使用者を確認するために登録事項証明書の交付請求をしても、個人情報理由に交付請求が認められない。 	(公社)リース事業協会	総務省 国土交通省	<p>①現在、地方税においては、自動車取得税のエコカー減税、自動車税のグリーン化特例により、燃費基準値達成度等に応じて、税率を軽減する措置を講じており、当該軽減措置の適用基準となる燃費基準値達成度等は、車検証に記載されています。自動車取得税については、自動車購入時に納税義務者・課税標準額、税額及びエコカー減税区分その他必要な事項を記載した申告書を都道府県の税窓口へ提出し、その申告した税額を納付します。当該申告書には、グリーン化特例の適用区分に関しても記載することとなり、自動車税については、その記載内容に基づき4月1日時点の所有者等に各都道府県から送付される税額等を記載した納税通知書を用いて金融機関等において納付します。</p> <p>②自動車税は、4月1日時点の所有者等に各都道府県から送付される納税通知書を用いて金融機関、コンビニエンスストア等において納付することとなり、納付後は、あらかじめ納税通知書に添付されている納税証明書(紙)が交付されます。その収納情報は、金融機関、コンビニエンスストア等からのデータ送信や領収書通知書(紙)の送付を受け、各都道府県の税幹システムに取り込み、継続検査時に運輸支局のシステムが当該収納情報を照会する仕組みとなっております。</p> <p>③地方税法の規定により、各都道府県は自動車税の納税義務者(4月1日時点の自動車の所有者等)に対し、納税通知書を送付しなければならぬこととされています。</p> <p>登録事項等証明書には個人情報を含むことから、登録情報の悪用の防止を図ることを目的に、運輸支局等において、外見から容易に知りうる「自動車登録番号」に加え、通常知りうる者が自動車の所有者及び使用者やこれらの者と取引関係にある者等に限定される「車台番号」も必要としています。</p> <p>なお、電子的に登録情報の提供を求める場合においては、所有者本人が請求する場合は、「自動車登録番号」又は「車台番号」のいずれか一つで請求することとしています。</p>	地方税法113条、114条、118条～124条、145条～151条	<p>①現行制度下で対応可能</p> <p>②対応不可</p> <p>③現行制度下で対応可能</p>	<p>①自動車関係諸税の減免措置については、税制改正プロセスにより2、3年に一度、必要な見直しが行われているところであり、その制度概要、対象車種一覧等については、関係省庁、地方自治体のHP上で周知を行っております。</p> <p>グリーン化特例による軽減後の税額は、各都道府県から納税義務者に通知されており、また、関係機関より車種ごとの自動車取得税額、燃費基準値達成度、登録情報等のデータを入力できると承知しております。</p> <p>②自動車税の収納情報にしましては、金融機関やコンビニエンスストア等で納付した場合、当該機関から各都道府県への情報の提供に数日を要するため、即日の反映は、困難となっております。自動車税の納付直後に継続検査を受ける必要がある場合には、あらかじめ納税通知書に添付されている納税証明書(紙)により対応いただくようお願いいたします。</p> <p>③現行制度においても、請求者が直接運輸支局等において登録事項等証明書の交付を求められる場合においては、自動車登録番号と車台番号をあわせて明示することで請求ができることとしています。</p> <p>なお、電子的に登録情報の提供を求める場合においては、従来より、自動車の所有者である自動車リース会社が車両管理を目的とした請求をした場合には、自動車登録番号又は車台番号のいずれか一つで請求することとしています。</p>	
281129044	28年11月29日	29年1月16日	29年5月31日	自動車税納付書式の統一等について	<p>【具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県の自動車税納付書式の統一を図るとともに、大量の自動車を所有する納税者に対し、データ提供(車体番号、使用者等)すること。 <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車登録時の自動車取得税・自動車税申告書の様式は統一が進んだが、定期課税に関する各都道府県の納付書の書式が統一されていない。 ・納付方法も多岐にわたってきたが、書式の統一化及びデータ提供により、大量の自動車を所有するリース会社として、効率的な事務処理(所有自動車と自動車税納税の突合等)を行うことができ、納税期限の順守、事務負担を軽減することができる。 ・また、使用者を的確に管理できる観点からもデータ提供が望まれる。 	(公社)リース事業協会	総務省 国土交通省	<p>【総務省】</p> <p>自動車税の納税通知書(納付書)は、記載すべき事項(課税の根拠となった法律及び当該地方公共団体の条例の規定、納税者の住所及び氏名、税額等)については、地方税法に規定されているところで、一方、様式については、法令上定められておらず、各都道府県において独自に作成していますが、記載内容及び体裁は概ね同様となっております。</p> <p>【国土交通省】</p> <p>所有者本人が請求する場合は、「自動車登録番号」又は「車台番号」のいずれか一つで、登録情報の電子的提供を請求できることとしています。</p>	地方税法第1条第1項第6号 道路運送車両法第22条	<p>前段:その他</p> <p>後段:現行制度下で対応可能</p>	<p>【総務省】</p> <p>様式の統一については、法令上の制約はありませんが、各都道府県において統一するためには全面的なシステム改修等が必要となり多大な行政コストが発生するため、費用対効果の観点からも検討する必要が考えます。</p> <p>【国土交通省】</p> <p>従来より、自動車の所有者である自動車リース会社が車両管理を目的とした請求を行う場合には、自動車登録番号又は車台番号のいずれか一つで登録情報の電子的提供を請求できることとしています。</p>	◎
281129048	28年11月29日	29年1月16日	29年1月31日	IoT設備が取得するデータについて	<p>【具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IoT設備が取得する個人情報について、適法に活用が可能になるよう、個人情報保護法の下に新たなガイドラインを策定すること。 <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護法においては、個人情報の利用目的の明確化を求めている。しかしながら、IoT設備が取得する情報(例:カメラや冷蔵庫等に備える情報)の取得に対する各個人からの承諾について運用方法を示す明確なガイドラインが無い。 ・IoT設備の普及を活性化するためには、取得する情報をいかに活用するかが重要であるが、当該法の下では、情報の活用に制限や複雑な契約プロセスが発生しうる状況であり、ビジネスの活性化が制約される可能性がある。ガイドラインが作成されることにより、IoT設備が取得するデータのスピーディな収集と活用が可能となり、リース会社の新たなビジネス、市場が生まれる。 	(公社)リース事業協会	個人情報保護委員会 総務省 経済産業省	<p>個人情報保護法においては、個人情報取扱事業者が個人情報を取得する場合、個人情報の利用目的をできる限り特定し、当該利用目的を公表又は本人に通知する必要がありますが、本人の承諾を得る必要はありません。</p> <p>なお、利用目的の公表又は本人への通知に該当する事例として、以下の事例が「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」において記載されております。</p> <p>【公表に該当する事例】</p> <p>事例1)自社のホームページのトップページから「同程度の操作で到達できる場所への掲載」</p> <p>事例2)自社の店舗や事務所等、顧客が訪れることが想定される場所におけるポスター等の掲示、パンフレット等の備置き・配布</p> <p>事例3)通信販売の場合)通信販売用のパンフレット・カタログ等への掲載</p> <p>【本人への通知に該当する事例】</p> <p>事例1)ちらし等の文書を直接渡すことにより知らせること。</p> <p>事例2)口頭又は自動応答装置等で知らせること。</p> <p>事例3)電子メール、FAX等により送信し、又は文書を郵便等で送付することにより知らせること。</p>	個人情報保護法第15条、第18条	<p>現行制度下で対応可能</p>	<p>個人情報保護法においては、個人情報取扱事業者が個人情報を取得する場合、個人情報の利用目的をできる限り特定し、当該利用目的を公表又は本人に通知する必要がありますが、本人の承諾を得る必要はありません。</p> <p>利用目的の公表又は本人への通知に該当する事例については、「個人情報の保護に関する法律」についてのガイドライン(通則編)を御確認下さい。</p> <p>また、事業者が、データの取得にあたって消費者に提示すべき情報等を整理した「消費者向けオンラインサービスにおける通知と同意・選択に関するガイドライン」(平成26年10月17日公開済)や、カメラ画像の利活用を希望する事業者が消費者のプライバシー保護および適切なコミュニケーションの観点で配慮することが望ましい事項を整理した「カメラ画像利活用ガイドブック」(平成29年1月31日公開済)につきましても、ご確認ください。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
- :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目		
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要	
281130041	28年11月30日	28年12月19日	29年1月31日	民間事業者による行政情報の有効な利活用を推進するための基盤の構築	現在、官民が保有する情報を連携する基盤が存在しないため、情報の有効な利活用が図られておらず、国民・行政機関・民間事業者に多大なコスト・時間・労力が発生している。番号法により導入された番号制度でも、現時点では民間事業者が行政情報を有効に利活用するために官民間で情報連携を行うことはできず、法施行後3年(平成30年10月)を目途として検討を行い、所策の措置を講ずることとされている。 同法では、災害対策の分野で番号制度が利用できるとされているが、激甚災害時に生命保険会社が個人番号を利用できるのは、支払請求に記載する旨で保有している保険契約者や保険金受取人の個人番号を自社内で顧客検索のキーとして用いる場合のみであり、安否情報や避難先などの確認に利用することができない。 東日本大震災に際し、生命保険会社は被災地の戸別訪問等により安否確認をし、請求動員に努めたが、災害時に生命保険会社からの照会に対して警察や市区町村が被災した被保険者等に関する情報(死亡情報、最新の住所、避難先等)を提供できることが明確になれば、被災者に対するより確実な保障の提供が可能となる。 なお、『日本再興戦略2016』には、災害発生時等における番号制度を用いたより効果的な避難状況等の把握等につながる情報共有のあり方について方針を取りまとめることが掲げられている。 また、現行の番号法では利用範囲が社会保険等に限定されているが、公的社会保障を補完する生命保険事業の公共性に鑑み、本人の事前同意を前提として、生命保険会社が平時においても行政機関保有情報を利用することができれば、迅速かつ確実な保険金等の支払や適切な保全サービスの提供に繋がり、安全・安心かつ豊かな国民生活の実現に寄与すると考えられる。 また、番号制度を利用することで、引越しや死亡等のライフイベントに応じたワンストップサービスとして、例え、終身年金・死亡保険金の支払や住所変更の手続きを迅速かつ確実に実施することができれば、特に高齢者に対する確実な契約管理、支払管理態勢の構築が可能となる。 さらに、マイナンバーが整備され、生命保険会社が電子私書箱を利用して通知を行うことができれば、お客さまの利便性が一層向上する。例えば、当該機能を通じて保険料控除証明書等の交付等を行うことができれば、必要な最新情報をタイムリーかつ確実を提供することが一層可能となる。	(一)社生命保険協会	内閣官庁 内閣府	住民基本台帳に記載されている住所情報を含めた個人情報を入力するためには、住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求又は住民票の写しの交付請求により行うこととされており、また、個人情報保護の観点から、一定の要件を満たさない限り、入手することはできないこととされています。 具体的には、 ①請求者本人または同一世帯員は、自身の住民票の写しの交付請求が可能であること、 ②一方、国又は地方公共団体の機関は、法令の定める事務を遂行するために必要であると認められる場合に限り、閲覧または住民票の写しの交付を請求することが可能であること、 ③また、それ以外の第三者は、公益性の高い活動を行うために必要であると市町村長が認める場合に閲覧を請求することが可能であり、また、自己の権利の行使又は義務の履行のため、国又は地方公共団体に提出するため等、住民票の記載事項を利用する正当な理由がある場合に限り、住民票の写し等の交付を申し出ることが可能であること、とされています。 マイナンバー法では、マイナンバーの利用範囲について、社会保障分野、税分野、災害対策の分野で利用することが規定されています。 また、マイナンバーの利用範囲は、番号法附則第9条第1項において、法律の施行後3年を目途として、必要があると認めるときは、国民の理解を得つた必要な措置を講ずるとされています。 なお、マイナンバーは平成29年1月より利用が開始され、マイナンバー法の附則においては、その設置後、適時に、国民の利便性の向上を図る観点から、民間における活用を視野に入れて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする事とされています。	住民基本台帳法第11条、第11条の2、第12条、第12条の2、第12条の3	対応不可	住民基本台帳から住所等の情報を入力するためには、住民基本台帳に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧又は住民票の写し等の交付によるべきものであり、容易に他者に拡散するおそれがあること等、個人情報保護の観点から適切でないため、制度化することはできないと考えています。 また、ご要望のような情報の提供については、不必要な情報まで提供するおそれがあること、住民基本台帳の情報が容易かつ大量に入手できるとともに、容易に他者に拡散するおそれがあること等、個人情報保護の観点から適切でないため、制度化することはできないと考えています。 なお、公的個人認証サービスは住民票と連動しており、2種類の電子証明書の失効情報を確認することで、基本4情報の変更や住民票の削除といった異動の契機を把握することができず、この仕組みは平成28年1月から民間事業者にも開放されており、顧客の現状確認等に活用可能であることから、これを活用していただきたいと考えています。 一方で、マイナンバーそのものの利用範囲の見直しについては、番号法の規定に基づき、現行の利用事務との関連性が高く、国民の利便性や行政の効率化の観点から効果の期待される戸籍事務、旅券事務等への拡大の可能性について、内閣官庁において検討を行っているところで		
281130043	28年11月30日	28年12月19日	29年2月28日	行政機関等からの照会に係る事務手続きの簡素化	行政機関は多種多様な様式の紙媒体の文書を大量に生命保険会社に送付する形で保険契約の有無・内容の照会を行っている(ある生命保険会社では年間約100万件的税務関連の照会を受けている)。生命保険会社はこのような行政機関からの照会をシステム上で機械的に処理することが困難なことから、手作業で目視確認をしながら可能な限り迅速かつ適切に名寄せ等の事務処理を行い、行政機関に対する回答を行っているが、照会文書の様式統一および手続の電子化が図られれば、行政機関および民間事業者の事務効率化に繋がるものと考えられる。 具体的には、行政機関からの多種多様な照会文書の様式を統一することにより、生命保険会社における事務の効率化及びコスト削減が促進され、行政機関が一層迅速に回答を得ることが可能となる。その結果、例えば、生活保護の支給開始までにかかる期間等が短縮され、真に手を差し伸べるべき者に対する支援の早期化が可能となる。また、例えば省庁間共通のプラットフォームを通じて照会手続を電子化することにより、行政機関における印刷・郵送コスト削減、行政事務の効率化が図られるだけでなく、行政手続の迅速化により国民の効用も増加する。さらには、ペーパーレス化の推進により、社会・経済の発展と地球環境の調和を目指しつつ、持続可能な社会作りにも貢献することができると考えられる。 2012年より同様の要望を提出しており、現在、国税庁・厚生労働省との間では様式の統一を実施し、統一状況フォローしている状況である。また、総務省からは、地方税に係る照会文書の様式統一について「検討に着手」との回答が得られており、対応が進められているものと理解している。2016年9月時点において、国税庁では新たな統一様式への切替が完了しており、他の行政機関においても実質的に統一様式への移行が完了するよう周知・徹底を進めていただきたい。また、電子化についても、各関係省庁から「検討に着手」との回答をいただけており、引き続き関係省庁が一丸となって取組を進めていただきたい。 『日本再興戦略2016』では、GDP600兆円の実現に向けて取り組むべき課題のひとつとして「生産性革命」が掲げられている。また、規制改革会議傘下に行政手続部会が設置され、省庁横断的に行政手続システムの削減が認められているものと承知しており、本要望の実現は政府の方針にも合うものと考えられる。	(一)社生命保険協会	総務省 財務省 厚生労働省	【総務省】 地方税の課税・徴収における金融機関に対する取引照会とは、書面などで行われます。照会文書の書面のフォーマット(用語・書式など)については法令上の規定がないため、各自治体に委ねられています。 【財務省】 国税当局においては、申告納税制度の下、適正・公平な税務行政を推進しており、不正な税逃れに対しては、厳正な税務調査等を実施するとともに、滞納となった国税については、滞納整理の早期着手・早期保全へ取り組んでいるところであります。 その際、納税者本人に対する調査だけでは適正な課税標準等を把握することができないと認められる場合には、取引のある生命保険会社等に対して臨場又は書面による取引照会を実施しております。 【厚生労働省】 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は生活保護法第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があると認めるときは、要保護者等の情報(氏名、住所又は居所、資産及び収入の状況等)について、曾公事等に対し必要な種類の閲覧若しくは資料の提供を求めることや、銀行等の関係人に対して報告を求めることができます。なお、要保護者が急迫した状況にある等やむを得ない場合には、当該調査結果が揃わなくとも保護の決定を行うことができることとしています。 また、平成27年度から当該調査に係る照会文書の様式については、統一化されたものが使用されているところです。	【総務省】 — 【財務省】 国税通則法第74条の2及び第74条の3、国税徴収法第141条、国税短期取組法第1条第3項	【総務省】 【総務省】 照会文書様式の統一化 「規制改革実施計画」(平成26年6月24日閣議決定)において、「金融機関に対する取引照会の一元化(地方税に関する照会文書の用語・書式の統一化)」については、 「国税における書式等の統一化の取組を踏まえ、以下の統一化の実施について、地方団体間で構成する協議会に対し、金融機関側の意向を伺いながら検討することを要請し、また検討結果についても連絡するよう要請する。 ①照会文書の依頼事項に関する用語 ②照会文書の書式(照会の種類や業種ごとに統一できる箇所を調整の上)」とされたことから、全国税務協議会に対して、統一化に関する検討を行うよう要請し、同協議会において平成27年度に検討が行われたところです。 今後、照会文書の様式統一に向けて、同協議会での検討内容について、他の行政機関における取組みも参考しつつ、地方団体への周知等を進めてまいります。 (照会手続の電子化) 今後、上記協議会での検討内容に係る地方団体の取組状況等を踏まえ、検討を行います。	照会手続の電子化・検討を予定	【財務省】 平成26年7月以降、規制改革実施計画の内容に沿って、生命保険協会等とシステム開発の方向性等について継続的に協議を行っています。 平成28年10月以降、生命保険協会を含む金融機関の事業者団体に対して、現時点における当面の対応案を概ねお示ししており、現在は各事業者団体において傘下の会員様のご意見を確認いただいているところであります。	△

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
281130045	28年11月30日	28年12月19日	29年1月31日	固定資産税・都市計画法の納税通知書・課税明細書の書式・フォームの統一	<ul style="list-style-type: none"> ・各自体から送付される固定資産税・都市計画法の納税通知書・課税明細書については、それぞれ書式・フォームが異なっている(課税明細書については、地方税法施行規則第14条で様式が定められているが、各自自治体の裁量により、変更されている)。 ・民間事業者は、毎年4月から6月にかけて全国から集中して送付される固定資産税・都市計画法の納税通知書・課税明細書を確認し、期限内までに納税している。しかしながら、各自体から送付される納税通知書・課税明細書の書式・フォームが統一されていないため、内容の解釈とシステムへの情報の登録に多大なる手間と時間を費やしており、特に、全国に大量の不動産資産を保有する民間事業者の負担が大きい。 ・そこで、固定資産税・都市計画法の納税通知書・課税明細書の書式・フォームの統一を要望する。 ・要望の実現により、事業者の事務負担の軽減につながり、生産性向上に資する。 ・なお、「規制改革に関する第4次答申」において、「条例等における具体的な規制内容が地方自治体によって異なる場合に、自治体を跨いだ広域的な活動を行っている企業等にとって、経済効率性の観点から阻害要因になっているものもあるとの指摘がある。また、国として、地方自治体における条例等に基づく規制を把握し、地方自治体による規制内容の差異の合理性や経済活動への支障について検証を行った上で、問題がある場合は必要な対応をとるべきであるとの指摘がある。したがって、地方分権を尊重しつつ、地方における規制改革を推進するための国としての対応について結論を得るべく、引き続き検討する。」として、事業者目線の行政手続きの簡素化が掲げられている。民間事業者の事務効率化・コスト削減を図る観点から、固定資産税・都市計画法の納税通知書・課税明細書の書式・フォームを統一すべきである。 	(一社)生命保険協会	総務省	<p>納税通知書は、記載すべき事項(賦課の根拠となった法律及び当該地方団体の条例の規定、納税者の住所及び氏名、課税標準額、税率、税額等)については、地方税法に規定されている(第1条第1項第6号)とありますが、様式(書式・フォーム)については、法令に規定しているものではありません。</p> <p>また、課税明細書については、記載すべき事項(土地の場合:所在、地番、地目、地積及び当該年度の固定資産に係る価格、家屋の場合:所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び当該年度の固定資産に係る価格。)について地方税法に規定され(第364条第3項)、地方税法施行規則にその様式が規定されています(第25号の2様式)が、「この様式は、市町村の必要に応じ、適宜補正することができる」とされています。</p>	地方税法第1条第1項第6号、第364条第3項	その他	<p>納税通知書に記載すべき事項や課税明細書の様式については、それぞれ法令に規定されているところですが、市町村は大都市から町村まで様々であるため、それぞれの地域の実情に沿った対応が可能となるよう、その書式については、各市町村の判断により適宜定めることができることとしているところです。</p> <p>一方で、ご要望の趣旨である「民間事業者の事務効率化・コスト削減」は重要な観点であると認識しており、こうした点を総合的に勘案しつつ、書式のあり方について検討して参りたいと考えています。</p>	△
281130046	28年11月30日	28年12月19日	29年1月31日	住民税の特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の書式・フォームの統一	<ul style="list-style-type: none"> ・各自体から送付される住民税の特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)については、それぞれ書式・フォームが異なっている(地方税法施行規則第2条で様式が定められているが、各自自治体の裁量により、変更されている)。 ・民間事業者は、毎年5月頃、全国から集中して送付される住民税の特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)を確認し、納期限までに納税している。しかしながら、各自体から送付される特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の書式・フォームが統一されていないため、内容の解釈とシステムへの情報の登録に多大なる手間と時間を費やしており、特に、全国各地に大量の従業員が勤務し、定期的に転勤を繰り返している民間事業者の負担は大きい。 ・そこで、住民税の特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の書式・フォームの統一を要望する。 ・要望の実現により、事業者の事務負担の軽減につながり、生産性向上に資する。 ・なお、「規制改革に関する第4次答申」において、「条例等における具体的な規制内容が地方自治体によって異なる場合に、自治体を跨いだ広域的な活動を行っている企業等にとって、経済効率性の観点から阻害要因になっているものもあるとの指摘がある。また、国として、地方自治体における条例等に基づく規制を把握し、地方自治体による規制内容の差異の合理性や経済活動への支障について検証を行った上で、問題がある場合は必要な対応をとるべきであるとの指摘がある。したがって、地方分権を尊重しつつ、地方における規制改革を推進するための国としての対応について結論を得るべく、引き続き検討する。」として、事業者目線の行政手続きの簡素化が掲げられている。民間事業者の事務効率化・コスト削減を図る観点から、住民税の特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の書式・フォームを統一すべきである。 	(一社)生命保険協会	総務省	<p>特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)については、地方税法の改正により、平成28年度の個人住民税から電子署名付きの電子データの送付(「正本」の送付)が可能となったところで、一般社団法人地方税電子化協議会において、特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)「正本」電子化に係る改修に併せて、同通知eLTAX(地方税ポータルシステム)統一フォーマットの策定を行ったところです。</p>	地方税法第321条の4第8項	現行制度下で対応可能	<p>特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の「正本」の電子化については、各市区町村の税務システムにおいても改修を行う必要があり、平成28年7月15日付け総務省第65号「個人住民税における特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の電子化推進について(通知)」により、早急な対応を求めているところです。</p>	◎
281130047	28年11月30日	28年12月19日	29年1月31日	別世帯の者からの死者の個人番号が記載された住民票の除票の写しの請求について	<p>【提案の具体的内容】 ・別世帯の者からの死者の個人番号が記載された住民票の除票の写しの請求を認めていただきたい。</p> <p>【提案理由】 ・生命保険会社は、支払調書等の提出義務者として保険契約者および保険金等受取人の個人番号等を記載した支払調書等を税務署に提出する必要があるが、保険契約者と被保険者が同一人の生命保険契約に関する死亡保険金を支払う場合においては、支払調書等に保険契約者の個人番号として、死者の個人番号を記載することになる。 ・遺族等の生存する個人に関する情報ではない場合、「死者に関する情報」は個人情報には該当せず、特定個人情報にも該当しないため、番号法の提供制限や収集・保管の制限が課せられず、本人確認の措置を講じる必要がないため、生命保険会社は、死亡した保険契約者の個人番号については、遺族等から取得することができる。 ・しかしながら、住民基本台帳法上、死者の個人番号が記載された住民票の除票の写しの請求を行うことができるのは、死亡時に死者と同一世帯であった者に限られるため、死亡時に単身世帯であった者については、通知カードやその他の個人番号が記載された書類等がない場合には、遺族は死者の個人番号を確認する術がない。 ・については、番号制度の円滑な運営のため、死者の個人番号が記載された住民票の除票の写しの請求について、例えば、住民基本台帳法第12条の3第1項に定める者は認めると、別世帯の者からの請求も認めていただきたい。 ・なお、自治体によっては、死亡時に死者と同一世帯であった者の請求にも関わらず当該書類の交付を拒否する事例もあることから、当該書類の交付事務の適切な運営の徹底も併せてお願いしたい。</p>	(一社)生命保険協会	総務省	<p>住民票の写し等の交付制度については、平成19年の住民基本台帳法の改正により、「何人でも交付を請求できる」という規定が改正され、個人情報保護等の観点から、住民票の写し等の交付の請求・申出の主体と目的を一定の要件に該当する場合に限定することとされました。</p> <p>この改正により、住民票の写し等の交付の請求・申出を行うことができる場合としては、①請求者本人又は本人と同一世帯の者(以下「本人等」という。)の請求によるもの(住民基本台帳法第12条)、②地方公共団体の機関の請求によるもの(同法第12条の2)、③本人等以外の者の申出によるもの(同法第12条の3)のいずれかに該当する場合に限定されました。</p> <p>本人等からの住民票の写し等の交付請求の場合には、特別の請求があれば、マイナンバーを記載した住民票の写し等を交付することが可能です(住民基本台帳法第12条第9項)。</p> <p>一方、本人等以外の第三者からの住民票の写し等の交付の申出の場合には、マイナンバーを記載した住民票の写し等の交付を申し出ることではできません(住民基本台帳法第12条の3第7項)。</p> <p>なお、本人等からの請求及び第三者からの申出は、いずれも代理権のある代理人が行うことが可能です。</p> <p>また、住民票の除票の写しの交付の請求又は申出については、住民票の写しの交付の請求又は申出に準じて取り扱うこととされています。</p>	住民基本台帳法第12条、住民基本台帳法第12条の3	対応不可	<p>死亡者については、その代理権を有する者は存在しないことから、単身世帯であった死亡者に係る個人番号が記載された住民票の除票の写しの交付請求を、本人(死亡者)の代理人が行うことは不可能です。</p> <p>なお、生命保険に関しては、被保険者本人から生前に番号を取得することが適当であると考えており、内閣府社会保険改革担当室から金融庁・生命保険協会を通じて生命保険会社等に周知するよう依頼しています。この場合には、死亡者の個人番号を取得する必要はなくなります。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
- :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
281130048	28年11月30日	28年12月19日	29年1月31日	固定資産税のうち償却資産に係る課税事務簡素化	・固定資産税のうち償却資産の課税事務においては、家屋と償却資産の区分が明確でないことに加え、法人税法上の取扱い(減価償却資産の定義や償却計算の方法)と異なっていることから、課税標準の計算等における事務負担が大きい状況にあり、例えば、固定資産税における家屋・償却資産の区分を法人税法上の区分に合わせる等、固定資産税のうち償却資産に係る課税事務簡素化を要します。	(一社)生命保険協会	総務省	地方税法第341条、第349条の2、第383条、第388条 固定資産評価基準第3章	法人税法上の取扱いとの相違について ・家屋と償却資産の区分について 申告の更なる公平性や利便性を図る観点から、一般財団法人資産評価システム研究センターとともに、平成27年度、家屋と償却資産の区分の整理を行ったところであり、家屋と償却資産の区分表や、区分整理のためのフローチャートを作成しました。今後もそれらを活用し、市町村の担当職員が納税義務者に区分を説明できるよう、市町村向けの研修会を通じて、周知を図るとともに助言を行って参ります。 ・法人税法上の取扱いとの相違について 固定資産税の評価における減価は、課税にあたって課課期日時点の資産の「適正な時価」を減価償却制度という枠組みを用いつつ算定するものであり、期間収益に対応し、償却資産の取得価額を複数年にわたって費用化するために行う法人税における減価償却とは、制度の趣旨が異なります。 一方で、納税者の便宜や課税の公平を確保することには、常に留意すべきであり、納税者の負担軽減につながるような制度改善について、検討・研究を続けて参ります。		
281130049	28年11月30日	28年12月19日	29年1月31日	固定資産税の評価プロセスの透明性向上	・賦課課税方式である固定資産税について、評価の誤りによる課税額の誤謬は納税者自身で点検する必要がありますが、現状、自治体では評価プロセスを公表しておらず、課税額の点検となっていることから、例えば、評点数計算書等の評価プロセスにわかる資料の公開等、固定資産税の評価プロセスの透明性向上を要します。	(一社)生命保険協会	総務省	-	その他	固定資産税の評価プロセスの公表については、各自治体の状況に応じ適切に対応していただくものと考えます。 総務省では、従来より通知を发出し、納税者に対する評価額の算出過程の分かりやすい説明を要請してきたところであり、今回も「平成30年度固定資産税の評価替えに関する留意事項について」(平成28年5月31日付け自治体事務局資産評価室長通知)において、同様の要請をしています。 今後とも、引き続き、納税者への十分な説明に努めるよう要請して参りたいと考えています。	
281130050	28年11月30日	28年12月19日	29年1月31日	事業所税(資産割)の課税事務簡素化	・事業所税(資産割)については申告を要しますが、特殊関係者が存在する場合には、特殊関係者の行う事業と合算して免税点判定を行う必要があるため、特殊関係者の有無について確認を行うことから、関係会社、事務所が多数存在する企業においては大きな事務負担となっています。これを改善するため、例えば、特殊関係者の行う事業と合算して免税点判定を行う規程の廃止等、課税事務の簡素化を要します。 また、課税標準となる事業所床面積の算定においては、共有部分の面積を専用部分の面積に応じて按分することが求められることから、課税標準の計算時における事務負担が大きい状況にあり、例えば、課税標準となる事業所床面積を専用部分のみとする等の課税事務簡素化を要します。	(一社)生命保険協会	総務省	①地方税法第701条の32第2項 地方税法施行令第56条の21、同令第56条の75第2項 ②地方税法第701条の31第1項第4号 地方税法施行令第56条の16	対応不可	①特殊関係者の免税点判定 みなし共同事業の場合、特殊関係者の事業に係る事業所床面積及び従業者給与総額を合算して免税点の判定を行うこととなりますが、これは租税回避行為等の防止等の理由から設けられたものであり、これを廃止することは事業所税の負担の均衡を図る観点から適当ではないと考えております。 ②共有床面積の按分 事業所床面積には専用部分のほか共有部分についても事業を行うにあたって必要不可欠なものであったため、事業所床面積の算定上加算することとしているものです。専用部分のみを課税標準とすることは、課税の公平性や応益負担の観点から適当ではないと考えております。	
281130052	28年11月30日	28年12月19日	29年1月31日	IOTにおける900MHz周波数帯のオープン化幅拡大	現在、官民挙げてのIOTを活用したイノベーション戦略が立案されています。そのインフラと期待されるのが無線通信インフラです。そうした中でアメリカを中心にISMバンドとして902MHz～928MHzと広い周波数帯を行える技術特性を持つ無線周波数帯がオープン化され、Wi-Fiと同様に誰もが使えるように規制当局(米FCC)により制度化されています。本年1月には、オープン無線技術として広く世界に普及するWi-Fiもこの規格に準拠することを表明しており、オープンな無線通信インフラ上でのIOTによるイノベーションがアメリカでは実現しつつあります。この課題は、我が国ではリッチな通信環境が複数存在する人口密集大都市部ではなく、人口減少に苦しむ地方でより深刻です。我が国において、米国と同等の条件でIOTイノベーションを実現できる環境整備を提案するとともに、この環境整備がIOTによるイノベーションにおいて、大都市部と地方部との格差をもたらすことを防ぐためにご検討をお願いいたします	株式会社愛媛CATV・オープンワイヤレスプラットフォームフォーラム 株式会社慶應義塾大学SFC研究所プラットフォームデザインラボ	総務省	周波数割当計画無線設備規則等	現行制度下で対応可能	国内における周波数の使用状況として、900MHzから915MHzまでの周波数は、現に携帯電話システムの無線局に使用されており、他の無線システムへの周波数の割当ては困難ですが、915MHzから930MHzまでの周波数は、既に免許不要の無線システムが導入されており、一定の技術基準を満たすことにより、IoTを含む様々な用途に誰もが使用することが可能な周波数帯として使用されています。	△

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案についての提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
- :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
281130062	28年11月30日	28年12月19日	29年1月31日	ふるさと融資の連帯保証に関する民間金融機関の範囲拡大	一般財団法人地域総合整備財団が実施している地域総合整備資金貸付(ふるさと融資)は、地方公共団体が民間金融機関等と共同して地域振興に資する民間投資を支援するために行う設備資金に係る長期無利子貸付で、民間金融機関の連帯保証が必要とされているが、信用組合は連帯保証金融機関の範囲に含まれていない。よって、この制度における連帯保証金融機関の範囲に信用組合が含まれるよう、その範囲拡大を要望するものです。	(一社)全国信用組合中央協会	総務省	-	検討に着手	<ul style="list-style-type: none"> ・ご提案を受け、信用組合も連帯保証機関の範囲に含めることとし、その際、系統中央機関と併せて連帯保証をしていただくことを想定しています。 ・実施時期は、平成28年度の案件受付が既に終了していることから、平成29年4月からとします。 	△	
290119006	29年1月19日	29年1月31日	29年2月15日	戸建住宅を宿泊施設としての規制緩和(消防法における消防用設備の設置義務の規制緩和)	<p>【提案目的】</p> <p>訪日観光客が増加し、宿泊施設の不足が課題となる中、伝統的な日本家屋を改修した宿泊施設が観光客から人気を集めている。一方、全国各地では、空き家が増加し、生活環境、防災、防犯の観点から問題となっている。</p> <p>現在、国では、規制改革実施計画(H28.6.2閣議決定)において、ホテル・旅館に対する規制の見直しについても、民泊に対する規制の内容・程度との均衡も踏まえ、早急に検討することとしている。</p> <p>消防法の取扱いを見直し、空き家の戸建住宅の宿泊施設への利用を拡大することにより、観光客の多様な宿泊ニーズに対応するとともに、宿泊施設不足の解消、空き家の有効活用を促進するため、次のとおり提案する。</p> <p>【提案内容】</p> <p>戸建住宅を宿泊施設として旅館業を営む際は、次の利用が想定されることから、消防法の規制を戸建住宅と同様の規制に緩和すること。</p> <p>(1)想定事例</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 宿泊施設の利用形態が家族や友人などの特定の1グループ 2. 10人以下など少人数への1棟貸 3. 住宅の規模が2階以下かつ300平方メートル未満 <p>(2)消防法の取扱い</p> <p>上記(1)の想定事例に係る戸建住宅については、消防法上、ホテル・旅館に係る次の規制を戸建住宅と同じ規制にすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 誘導灯・誘導標識 2. 自動火災報知設備 3. 防災設備の使用 4. 消火器具 <p>【懸念される課題】</p> <p>本県では、観光客を県内に宿泊させるため、日本家屋の空き家を宿泊施設として有効活用することが必要と考えている。空き家を宿泊施設として利用する場合、消防法に定める基準を満たす必要があり、古民家などの空き家を持つ魅力の低減や修繕による事業者の負担増につながっており、空き家の宿泊施設として利用が進んでいない。また、本県提案事例は、一般の住宅に宿泊する場合とその性能・用途が同様であることから、戸建住宅と同様の規制とすべきである。</p> <p>【民間事業者のニーズ】</p> <p>戸建住宅を活用した宿泊施設を運営する事業者、不動産業者等へヒアリング調査を行った結果、消防法の規制を緩和する本県提案に賛同し、次の要望をいただいている。</p> <p>(例) 現行制度では、画一的な規制により物件の持ち味が失われることもあるため、規制を緩和してもらいたい、など。</p>	広島県	総務省	消防法令では、建物の火災の危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置及び防災物品の使用が求められているところである。	消防法第8条の3、第17条 消防法施行令第4条の3、第7条、第10条、第21条、第26条	対応不可	<p>消防法令では、建物の火災の危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置及び防災物品の使用が求められています。戸建住宅を宿泊施設として旅館業を営む場合には、例えば、施設の事情に不案内な不特定多数の人が宿泊することにより不慣れた火気使用設備を用いることによる出火のおそれが高まるなど、戸建住宅と比べて火災危険性が高まることが想定されるため、その危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置及び防災物品の使用を行っていただく必要があると考えています。</p> <p>ただし、消防用設備等の設置が必要な場合であっても、消防署長等が火災予防上支障がないと認めた場合には、当該設備等の全部又は一部を設置しないこととする等の取り扱いが可能であり、例えば民宿等に設置される誘導灯及び誘導標識については「民宿等における消防用設備等に係る消防法令上の基準の特例の適用について」(平成19年消防予第17号)で上記取り扱いの具体的な要件等が示されています。</p>	△

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案に関する事項については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290217011	29年2月17日	29年2月23日	29年3月31日	水素スタンド設備の無人運転の許可	<p>【提案の具体的内容】 水素スタンドの無人運転(遠隔監視等による)を可能とさせていただきたい。</p> <p>【提案理由】 水素スタンドにおいては、1日3回以上の日常点検や温度・圧力監視等の運転管理を行うため、保安監督者自身または、保安監督者の監督の下で従業員が常駐している。 一方、海外では既に、遠隔監視により水素スタンドの運転を集中監視し、充填はドライバーが行うことで、無人のスタンド運営が可能となっている。 日常点検や運転管理は、ガス検知器、温度・圧力伝送器、画像等を用いるとともに、定期的な巡回等を行うことで足り、常駐は不要と考えられる。 そこで、保安監督者の兼任による保安状況の実績や技術の進展を踏まえて、遠隔監視等による無人での運転を可能とする。 なお、無人運転を行う水素スタンドにおいても、現状の7条の3と同様に、建築基準法に関しては十分な水素を保有できることや簡易地域等に建設できること、都市計画法に関しては市街化調整区域への設置が可能であること、消防法に関しては現状と同じガソリンスタンドの併設が可能であることを確認させていただきたい。</p>	FFCCJ(燃料電池実用化推進協議会)	総務省 経済産業省 国土交通省	<p>【総務省】 従来の水素スタンドは、高圧ガス保安法令において技術基準が定められており、これを踏まえ、消防法令において給油取扱所に併設する場合の技術基準が定められている。</p> <p>【経済産業省】 水素スタンドでは、保安統括者または保安監督者を選任し、その製造に係る保安について監督をさせなければならないとされています。処理能力が25m未満(通常の水素スタンドの規模レベル)の場合は、保安監督者のみで可。 保安監督者は、不在時には連絡体制を確立することが必要です。水素スタンドでは1日3回の点検をおこなうこととされています。</p> <p>【国土交通省】 <建築基準法> 二指橋の水素スタンドに係る建築基準法の規定は、常駐する従業員を求めものではありません。 <都市計画法> 市街化調整区域に立地することが許容されているもの(都市計画法第34条各号に規定する立地基準)のうち、主として市街化調整区域に居住している者の利用に供する給油所等(第1号)又は、沿道サービスとしての給油所等(第9号)については、一般高圧ガス保安規則の技術基準を満たしている水素スタンドも含むものとして取り扱っており、このことについて開発許可制度運用指針に明記されています。 すなわち、高圧ガス保安法に基づき認められている水素スタンドは、市街化調整区域に立地可能としています。</p>	<p>【総務省】 危険物の規制に関する政令第17条第3項第5号、危険物の規制に関する規則第27条の5</p> <p>【経済産業省】 高圧ガス保安法第27条の2 一般高圧ガス保安規則第64条</p> <p>【国土交通省】 建築基準法第48条 都市計画法第34条第1号又は第9号、都市計画法施行令第29条の7</p>	<p>【総務省】 その他</p> <p>【経済産業省】 その他</p> <p>【国土交通省】 現行制度下で対応可能</p>	<p>【総務省】 給油取扱所の安全性の確保が大前提であり、甚大な被害の発生が想定されるガソリン等危険物火災と水素ガス火災による複合災害を防ぐ必要がある。 高圧ガス保安法令において、「無人運転を行う水素スタンド」の技術基準が定められてはじめて、このような観点から併設可能か検討に着手できるため、現段階では判断できない。</p> <p>【経済産業省】 事故や災害が発生した場合の対応の必要性を考えると、最低限の人数は必要であると考えています。 ご要望について検討を行うためには、遠隔監視等による無人運転を行った場合の安全確保のための保安体制のあり方について、詳細にご説明頂く必要があります。 なお、セルフ充填方式のガソリンスタンドにおいても、無人での営業は認められておりません。 安全性に関する十分な説明があった場合には検討を開始することが可能です。</p>	◎
290221002	29年2月21日	29年3月8日	29年3月31日	電波法の改正	<p>当社はアメリカの速度計測器(スピードガン)の日本の窓口として事業展開をさせていただいています。 現在、国内では電波法の範囲として10Ghz及び24Ghzがスピードガンへの周波数として割り当てられています。世界基準の35Ghz帯も使用周波数として承認していただくことを望みます。</p> <p>「スピードガンの可能性」 「スピードガン」はその名前の通りガンの形をしたスピードを計測する装置です。そもそもはアメリカで自動車の速度を計測するために発展してきたレーダーの反射を利用した(ドップラー効果)システムになります。日本では現在、プロ野球などの球場での速度表示をはじめ、安価な輸入商品が普及したことアマチュアレベルまで使用されるようになりました。日本での利用はこの範囲にとどまっておりますが、スピードガンの可能性はこれだけではありません。海外では下記のような利用がされており、日本においても社会に役立つ利用の拡充が期待されています。 「速度違反の取締り」 「災害計測」 「東京オリンピックに向けた速度データ活用」 「現状の球場の問題点の克服」</p> <p><詳細> http://kansai-sa.com/speed-gun/future_of_speed_gun.html ※法改正が無理でも球場などで一切外部に電波が漏れない場合の使用を承認いただければ社会に多大な貢献ができるでしょう。</p> <p>また、現在市場が小さいために日本の電気関係のメーカーも参入できませんが利用方法の幅が広がることで新産業としていろいろ開発が進み、世界に販売できる商品も生まれるかもしれません。</p>	有限会社 関西エース	総務省	<p>速度計測器(スピードガン)については、現在、10.525GHz帯、24.2GHz帯において、無線標定移動局として、工事設計が電波法第3章に定める技術基準に適合していること、周波数割当が可能であること等の審査を経て、無線局の免許が付与されています。 これらの周波数帯では、スピードガン以外にも、距離計測用、交通量及び交通流測定用等に利用されており、平成27年時点で、1907局が開設されています(平成27年度電波の利用状況調査結果)。</p>	電波法第4条、第6条、第7条等	現行制度下で対応可能	<p>本件について、既存の周波数では対応できない理由、新たな利用ニーズ、需要及び具体的な無線設備の諸元(中心周波数、変調方式、空中線電力、周波数帯域幅等)をいただければ、周波数割り当ての可否等の審査を行うことは可能です。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱ったこととされている事項)に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
- :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290308001	29年3月8日	29年3月21日	29年4月28日	行政書士会の強制加入制度の廃止 あるいは一都道府県に二つ以上の行政書士会設置を認めること	現状、行政書士は事務所がある都道府県の行政書士会に入会しなければなりません。行政書士会が「困りごと解決」のような弁護士と誤認させるような依頼誘致を行ったり、ADRや成年後見のような行政書士の資格が必要ない業務に予算を計上し行政書士会の予算で組織が運営されてたりしています。これらは、行政書士制度の本旨から外れたことであり、強制入会かつ会費の支払いを指否すれば廃業を勧告するにもかかわらず、行政書士会が、行政書士の資格が必要ない悪法によって国民に保障された個人の経済活動の自由の範囲にあたる業務について、行政書士から徴収した会費を支出するということは、「行政書士法に定められていない業務をやらぬ自由」を侵害するものであり、経済活動の自由、思想信条の自由を侵害している状況です。東京都行政書士会の総会では、官公署への書類の作成・提出業務に支障をきたす平日に行われ、かつ代議員制を敷いているので、会員個人の意見が総会に反映されることはなく、かつ行政書士会の執行部が行政書士法を理解していないため、行政書士会内での「部分社会の法理」を適用すれば「行政書士会の強制加入制度の濫用」、「行政書士の名称使用の濫用」につながります。現状、行政書士会は、行政書士法第15条2項に記載されている目的を遂行していません。行政書士の制度設計を無視し、権利を濫用している行政書士会への強制加入は、行政書士法に定められた業務を行う上での参入規制であり、思想信条の自由、経済活動の自由を侵害するものであります。都道府県知事の監督が必要ということであれば、業務の方向性が違う行政書士を一つの会にまとめることをせずに、一つの都道府県につき二つ以上の行政書士会の設置を認め、行政書士の経済活動の自由、思想信条の自由を保障すべきです。「行政書士法に定められた業務ではない業務のための資金を出せ、出さなければ裁判を起こして廃業に追い込む」というやり方で行政書士会は運営されていますので、このような状況を続けるのであれば、行政書士会の強制加入制度を廃止するか、都道府県に二つ以上の行政書士会の設置を認めるべきです。	個人	総務省	行政書士法においては、行政書士会の設立について、行政書士は、都道府県の区域ごとに、会則を定めて、一箇の行政書士会を設立しなければならない(行政書士法第15条第1項)とされており、その設立の目的については、行政書士会は、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うこと(同条第2項)とされています。一方、都道府県の行政書士会に対する監督権限等についても規定があり、都道府県知事による行政書士会の会則の認可(同法第16条の2)、行政書士会による都道府県知事への報告義務(同法第17条第1項)、都道府県知事による行政書士会への監督(同法第18条の6)があります。また、都道府県の行政書士会への入会については、行政書士は、日本行政書士会の登録を受けた時に、当然に、その事務所の所在する都道府県の区域に設立されている行政書士会の会員となるものと規定されています(同法第16条の5第1項)。	行政書士法第15条、第16条、第18条の2、第18条の5、第17条、第18条の6	対応不可	行政書士法第15条により都道府県の区域ごとに一箇の行政書士会の設立が義務づけられた趣旨は、行政書士会が、都道府県知事の監督の下、会員の品位を保持し、業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを設立目的としていることにあります。また、同法第16条の5第1項により行政書士の登録を受けた時に、当然、行政書士会の会員となることとされた趣旨は、行政書士がこれに入会し、その指導・助言、情報の提供を受けることが業務を適正に遂行する上で不可欠であることにあります。 ※昭和26年の行政書士法制定時において行政書士会は任意設立・任意加入でしたが、昭和35年、議員提案により、行政書士会の自主的な指導力を強化して行政書士の品位の保持、業務の改善、適正化に資するため、義務設立・強制加入制度を導入する法改正がなされました。 このような趣旨を踏まえると、御提案いただいたような都道府県に二以上の行政書士会を設立することや強制加入制度の廃止については対応することはできません。 個別の行政書士会の運営についてのご意見については、まずは当該行政書士会の中で御議論いただくものであり、その上で、必要に応じて個別の行政書士会の監督権限を有する都道府県知事に対して、ご連絡いただきたいと思いますと考えております。	
290324001	29年3月24日	29年4月10日	29年4月28日	行政書士法第一条の三の改正あるいは行政書士制度の廃止	行政書士制度は、制定当時から「報酬を得て官公署に提出する書類又は権利義務に関する書類の作成」が独占業務となっていますが、社会状況の変化、教育環境の変化により、「書類が全く作れない」という方はほとんどいないと言っている状況です。ところが、書類の提出が非独占業務であるために、「行政書士の記名押印がなければ本人が書類を作成したものとする」という状況であるため、行政書士以外の者が書類を作成し官公署に提出しても、行政書士法違反であるかどうか証明できない、あるいは、官公署が書類について本人が作成したものとみなしている状況です。もはや、行政書士法第一条の二の条項が一部官公署に提出する書類の作成を除いて空文化している状況です。もはや、何のために行政書士法第十九条があるのかわからない状態です。 また、行政書士法第一条の三では、「行政書士が作成できる書類について代理して作成することとなり、一部行政書士が依頼人の意思表示を代理できると勘違いし、非弁行為を行い民生センターから注意喚起される状況となっています。文言を「代理」から「代行」にあらためるか、代理作成条項をなくすべきです。 その他、「国の監督を受けた国家資格を持った者のだから信用があり、法に触れない限り何をやっても行政書士業務であると受講義務のある論理研修で教え込まれた」、行政書士会の予算を散々使った挙句に行政書士会から独立した成年後見団体や、入管、建設、運輸、風俗業などの研修などで使われる法定業務事業費の倍の予算を計上し、行政書士の資格が必要ないADR事業を推進したり、国民の無知に付け込んで法定業務ができるかのような広報活動をしたりと、行政書士制度が濫用されている傾向にあります。行政書士にとっては無駄な会費負担を強いものであり、国民にとっても法律専門職であるかのように誤認するような活動を行っているもので、「行政手続きの専門家」として特化させるか、廃止のいずれかを選択することが、国民にとって必要なことでもあります。	個人	総務省	行政書士法は、行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に資することを目的としています(行政書士法第1条)。行政書士は、他人に依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することができます(同法第1条の2)。行政書士でない者は他の法律に別段の定めがある場合等を除き、当該業務を行うことはできません(同法第19条第1項)。 また、行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、行政書士が作成することができる書類に係る官公署への提出手続の代理することや行政書士が作成することができる契約その他の書類を代理人として作成すること等を業務とすることができます(同法第1条の3)。 行政書士は、都道府県の区域ごとに、会則を定めて、一箇の行政書士会を設立しなければならない(同法第15条第1項)とされており、その設立の目的については、行政書士会は、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うこと(同条第2項)とされています。	行政書士法第1条、第1条の2、第1条の3、第19条	対応不可	行政書士法においては、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類の作成が直接一般個人の社会生活に重要な影響を及ぼすことから、行政書士となるために必要な資格を定めるとともに、業務遂行上の守秘義務等を課すことで、これを業として行うことを行政書士の独占業務としています。 このような行政書士制度は、行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に資するものであることから、御提案いただいたような行政書士制度の廃止については対応することができます。 また、行政書士法第1条の3第1項第3号の規定は、平成13年に議員提案により法改正がなされ、行政書士が作成することができる契約その他の書類を代理人として作成することを行政書士の業務として明確化する目的で新設されたものです。本規定は、弁護士法72条の規定が、争訟性のない契約代理について弁護士以外の者が行うことを禁じているものでないことを前提に、行政書士が契約等に付する代理人として、弁護士法72条の規定に抵触しない範囲で契約文言の修正等を行い得ることを明らかにしたに過ぎず、行政書士の非弁行為を認めるものではありません。したがって、御提案いただいたような行政書士法第1条の3の改正については対応することはできません。 なお、個別の行政書士会の運営についてのご意見は、まずは当該行政書士会の中で御議論いただくものであり、その上で、必要に応じて個別の行政書士会の監督権限を有する都道府県知事に対して、ご連絡いただきたいと思いますと考えております。	